

昭和59年度農林水産業関係協力事業の実施状況及び昭和60年度予算(政府原案)について

87億円となるものと見込まれる。

4. 本年度中に、派遣されるプロジェクト関係の調査団は、事前調査14件、実施協議9件、実施設計9件、計画打合せ14件、巡回指導16件、機械維持管理3件、エバリュエーション11件、基礎調査3件アフターケア2件の合計81件となる予定である。

5. プロジェクトの実施状況を地域的にみると、アジアの比重が徐々に逡減する一方、中南米でのプロジェクト数が増加している。この中において、本年度、農林水産分野初の対中国プロジェクト(黒竜江省木材総合利用研究)が発足し、年度内にさらに中国肉類食品総合研究センターに対するプロジェクトの開始が予定されている。

なお、アフリカ地域に対する農林業協力の拡大も予定されている。

○ 昭和60年度国際協力事業団予算(政府原案)のうち、農林業協力費及び産業開発協力費の概要は以下のとおりである。

1. プロジェクト方式による農林水産業の技術協力の大宗を占める農林業協力費は74億円(対前年度5%増)となった。増加の主な要因は、派遣専門家数の増に加え、短期専門家に対する技術費が認められたこと、アフターケア協力の件数増が図られたことによる。

2. 産業開発協力費のなかの農林水産業関連予算は約2億2千万円の経費が計上されている。

○ 昭和59年度の農林水産業関係協力事業のうちプロジェクト方式技術協力事業の実施状況は以下のとおりである。

1. 専門家派遣、研修員受入、機械供与を三位一体的に行うプロジェクト方式技術協力事業に、昭和59年12月末現在で、18カ国40プロジェクトとなった。これは10年前の昭和49年12月現在の12カ国、19プロジェクトに比較して、プロジェクト数で2倍以上となっている。

2. 59年4月以降、前年度からの継続案件6件が終了し、同期間に次の5案件が新規に発足している。

- ① タイ農協振興
- ② マレーシア農科大学海洋水産学部
- ③ インドネシア動物医薬品検定
- ④ アルゼンチン国立漁業学校
- ⑤ 中国黒竜江省木材総合利用研究

なお、本年度内に、さらに6~7プロジェクトの発足が見込まれている。

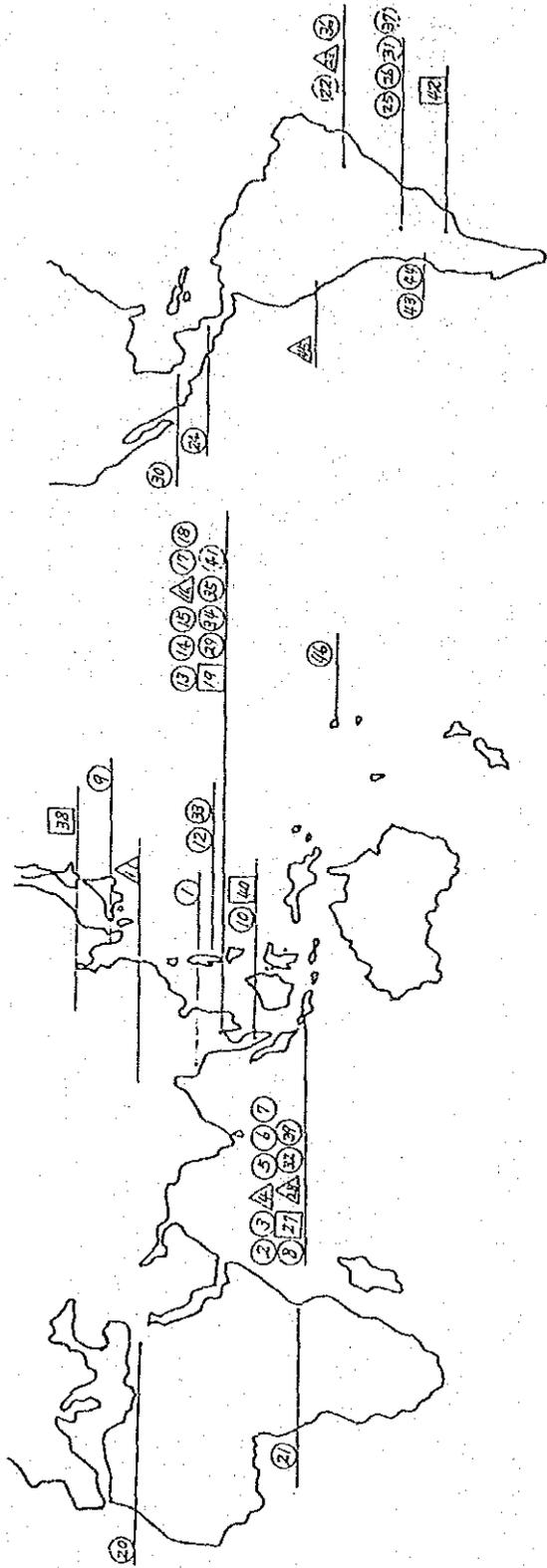
3. 本年度中に、これらのプロジェクトに派遣される専門家は、長期・短期を合せて延519名(12月末現在長期在任者数189名)、カウンタートパー等研修員受入れは140名、機械供与額は約

(2) 協力分野プロジェクト一覽

農業分野のプロジェクト		畜産分野のプロジェクト		林業分野のプロジェクト		水産分野のプロジェクト	
No.	題名/プロジェクト名	No.	題名/プロジェクト名	No.	題名/プロジェクト名	No.	題名/プロジェクト名
1	ビルマ中央農業開発訓練センター	27	インドネシア動物医薬品検定	32	インドネシア南スマトラ森林保護	39	インドネシア成産産種
2	インドネシア農業研究	28	インドネシア家畜衛生	33	フィリピンパンタパンガン林業開発	40	マレーシアマレー切株科大産産学産産部
3	インドネシア養蚕開発	29	タイ家畜衛生	34	タイ造林研究訓練	41	タイ沿岸産種
4	インドネシアボゴール農科大	30	メキシコ家畜衛生センター	35	タイ木材生産技術訓練	42	ブルセリン国立漁業学校
5	インドネシア農業中堅技術研修地域	31	パラグアイ家畜養殖	36	ブラジルサンパウロ林業研究	43	チリ水産産種
6	インドネシアモートセンター			37	パラグアイ林業開発	44	チリ沿岸産種訓練普及
7	インドネシア作物選抜			58	中国産産木材総合利用開発	45	ペルー水産加工センター
8	インドネシアカバイン排水センター	小計 4カ国 5プロジェクト				46	フィジー水産産種
9	韓国農業員実習者研究						
10	マレーシア水管理訓練						
11	ネパールジャナカプール農業開発						
12	フィリピンホホール農業開発						
		小計 12カ国 26プロジェクト					
				小計 6カ国 7プロジェクト		小計 7カ国 8プロジェクト	

(注) 1. プロジェクト名の後の「産開」は産産開発事業、「センター」は技術協力センター事業である。

2. □印は新規発足プロジェクト(59.4.1~59.12.31)に発足したもの、△印は終了プロジェクト(59.4.1~59.12.31)に終了したものである。



(企) 第10-91号

昭和9年11月30日

(3) 関係各部長殿

企画部 長

役員提供契約書の統一と改正について

専門家は、従来より「役員提供契約書」を締結し実施しているが、専業部により一部条項に相違点が見られる現行契約書の統一を図り、かつ専門家相互の関係を明確化する等の改正を行い「技術協力専門家派遣契約書」を定め下記のとおり実施することとしたので了知ありたい。

1. 「技術協力専門家派遣契約書及び改正点の説明等」(別紙1)を統一契約書及び解釈として定め、業務実施の指針とする。

2. 右を基に、次の三種類の契約書を使用することとする。

- (1) 「技術協力専門家派遣契約書」様式第1号(単発用) (別紙2)
- (2) 「技術協力専門家派遣契約書」様式第2号(国際機関採用) (別紙3)
- (3) 「技術協力専門家派遣契約書」様式第3号(プロジェクト用) (別紙4)

3. 対象者

短期及び長期専門家とする。ただし、事業団職員及び国家公務員については、従来より対象から除かれていることもあり、当面従前どおりとするも、他の専門家とのバランスもあるところ、今後更に検討することとする。又、調査団員は、従前どおり要項のみとする。

なお、開発協力専門家及びコンサルタントについては、別添契約書の定めがあるもので念のため申し添える。

4. 適用日

(1) 昭和60年4月1日(以下「実施日」という。)以降に派遣する専門家より適用する。ただし、実施日の前日以前に派遣した専門家については、次項に定めるものを除き、昭和62年4月1日(以下「適用日」という。)より適用する。

(2) 実施日より適用日までの間に、派遣期間の延長を行う専門家については、右延長日より適用し、また、右間に契約再締結につき同意する専門家については、右同意日より適用する。

技術協力専門家派遣契約書及び改正点の説明等

別紙1
 「改正点の説明等」
 に基づく
 専門家の業務提供に関する契約書」とのタイ
 トルを改め、業務の提供より技術の提供のニ
 ャンズを出した。

国際協力事業団(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)

は、国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)に基づき技術協力の実施に係る専門家派遣契約書7条が実施
 となる。
 記

(業務の内容)

第1条 乙は、日本国政府と 国際 機関(以下「相手国政府」という。)との国 際協定に基づき技術協力の実施に關し、甲の委嘱に基づき次の業務を遂行するものとする。

- (1) 任国及びプロジェクト全
- (2) 任国における配属機関
- (3) 業務の内容(詳細は付属書の通り)

2 乙は、前項第2号及び第3号に掲げる事項につき相違があると認められる場合は、直ちに甲に報告してその指示を待たなければならない。
(契約期間)

第2条 本契約の期間は、乙の派遣期間とし、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

2 日本国政府と相手国政府との合意に基づき、前項に規定する派遣期間を超えて技術協力が継続する場合には、甲は、乙の同意を得て前項の派遣期間を延長することができるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、甲は、乙の派遣期間を短縮することができるものとする。
(1) 日本国政府と相手国政府との合意により、技術協力の期間が短縮された場合
(2) 乙に、本契約に違反する行為があった場合

業務方法書の表現とした。
 国際機関専門家については、別の契約書とする。
 ① 国政府(以下「相手国政府」という。)
 を、...機関(以下「国際機関」という。)
 ② (1)任国を、(1)三たる在勤地に、(2)任国における配属機関を、(2)配属機関とする。

「業務の内容」とし、業務の範囲を弾力的なもので記入する。T/Rに当る業務の詳細は、付属書(別添の機会を設けてフレームを作成する)を作成し添付する。但し、派遣事務については「(詳細は付属書の通り)」を削除したものを使用することとし、必要に応じて右をゴム印にて加蓋訂正することとする。
 第2項は業務報告条項の2より移した。

但し書きは、誤解を招くので削除
 専門家派遣業務上の用語である「派遣期間」を引用し、契約期間との関係を示すからした。

ノーマルな状態における業務上の理由による派遣期間の変更については規定した。(第1条参照)
 「乙の同意を得て」を挿入した。なお、延長契約手続は、「同意を取り付け後延長通知を行う」ことで統一する。

ノーマルな状態(1)を除く)でない場合の派遣期間の短縮について整理した。

- (3) 乙が心身の故障のため業務の遂行に堪えられないと認められる場合
- (4) 乙の任職における戦争、事変、内乱等の非常事態の発生のため乙の業務の遂行が不可能となった場合
- (5) 前各号に準ずるやむを得ない理由がある場合

4 前2項の場合、本契約の期間は、変更後の派遣期間とする。
(業務報告)

第3条 乙は、甲の定めるところにより、赴任中は業務遂行の計画進捗状況、業務環境条件等を記載した報告書を、帰国の際は報告書を甲に提出しなければならない。
(現地業務費)

第4条 甲は、現地業務費支給基準(昭和52年国協第25号)に基づき現地業務費を支給するものとし、乙は、現地業務費管理者に委嘱された場合には、同基準に従い、これを管理するものとする。

(携行機材)

第5条 甲が贈送する携行機材は、乙の業務遂行に必要なものであり、かつ、乙の赴任後も相手国政府によって活用されるものであるため、その使用にあたっては十分留意するものとする。

(派遣手当等)

第6条 甲は、専門家の派遣手当支給基準

執行の第3項は特に規定の必要なしとした。
リーダーは、業務報告に当っては、他の専門家の業務報告をもとめると報告するようオリエンテーションを行うこととした。

「現地業務費管理者に委嘱された場合には」を挿入し全専門家に本条を適用することとした。
なお、プロジェクト助力の場合は、以下のとおりとする。

①現地業務費管理者は、リーダーの職務の下に、現地業務費支給基準及び関係規程に従い、現地業務費の適正な出納等管理を行うこととする。

②プロジェクトにより各種事例があらうるが、基本的には、調整員がいる場合は、調整員に、調整員がいない場合には、調整員に代わる適当な専門家とし、右なき場合は、リーダーに現地業務費管理者を委嘱することとする。

甲が贈送する携行機材は、原則として仕向地に到着した後は相手国政府の財産となるので、右携行機材に係る国税、内閣輸送等は、相手国政府の負担となる旨オリエンテーションを行うこと。2及び3項(貸与される携行機材)は、削除した。

「等」は、第3項を指す。

(昭和52年国協第21号)に基づき、乙の専門家の号を、号(派遣期間中に専門家の号に異動を生じた場合には、新たに定められた専門家の号)とし、これに該当する派遣手当及び旅費を支払う。

2 甲は、物価、為替相場の変動状況等を勘案して、前項に規定する派遣手当及び旅費の額を増減あるいは減額するたりの改定を行うことができるものとする。

3 甲は、専門家の所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱(昭和50年国協第4号)に基づき、乙の所属先に対し人件費を補てんし、又は乙に国内俸を支払う。
(災害補償等)

第7条 甲は、乙の業務上の災害又は通勤による災害に対して、労働者災害補償保険特別加入制度又は専門家の災害補償に関する基準(昭和52年国協第13号)に基づき補償を行う。

2 乙は、派遣期間中の疾病、負傷等に関し、国際協力事業団海外非営利会に加入するものとする。

(職務)

第8条 乙は、その業務が日本国政府と相手国政府との国際約束に基づきものであることを認識して、相手国政府の管理に服するとともに、在外公館の指導並びに甲及び相手事務所長の指示に従って、誠実に業務を遂行しなければならない。

2 乙は、甲により専門家の長に委嘱された場合には、他の専門家(調整員を含む。以下本条において同じ。)の協力を得て、相手国側等との調整を行い、協力実施に必要な諸計画をとりまとめるとる等プロジェクトの円滑な推進に必要な措置をとるとともに、プロジェクト運営の純潔を行うりものとする。

3 乙は、甲により専門家の調整員に委嘱

「専門家の号」の変更について明らかにした。

「派遣手当等」をより明確に記した。

増及び減額改定の可能性を明らかにした。(なお、国内俸(所属先補助を含む)については、減額改定の可能性がないと考えられるので同趣旨の規定を入れていない。)

「所属先に対する人件費の補てん」を併記した。

海外共済会は強制加入であるが、本人の了解を取付けておく。

「在外公館の監督」を在外公館の指導に代えた。

リーダー調整員及び専門家相互の立置付けを明記するため2, 3, 4項を統一的に設けることとした。単発専門家については、第8条中の「プロジェクト」は「業務」に置き換える。

された場合には、専門家の長を補佐し年次計画をとりまとめる等プロジェクトの円滑な推進に必要な措置をとるものとする。

4 乙は、専門家の専門家である場合には、その長の助言及び指導の下に他の専門家と協力し業務を効果的に遂行するものとする。
(政治活動等の禁止)

第9条 乙は、任国において専門家としての地位を利用して、政治、布教、私利に関する一切の活動をしてはならない。

2 乙は、甲が承認した場合を除き、相手国政府又はその総領から一切の金品を受けとってはならない。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後にかいても同様とする。

2 乙は、業務に関して新聞、雑誌等に寄稿し又は出版し若しくは講演等を行うときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(避難の指示)

第11条 乙は、任国において、戦争、事変、内乱等による非常事態が発生し又はそのおそれがある場合において、在外公館、甲又は海外事務所長の長が任国内の安全地域、近隣国又は本邦へ避難することを指示したときは、この指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、専門家の派遣に関する国際協力事業団の規程の定めるところによるものとし、同規程に定めのない事項については、甲乙双方をもってこれを協議する。

本契約を証するため本巻2通を作成し、記名捺印の上甲、乙各その1通を保有するものとする。

る。

昭和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目1番地
国際協力事業団
総務 有田 善 輔

乙 乙の欄には、専門家の住所（又は連絡先）及び氏名を明記する。

様式第1号

技術協力専門家派遣契約書

国際協力事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）に基づき技術協力の実施に係る専門家派遣に関し、下記のとおり契約を締結する。

記

(業務の内容)

第1条 乙は、日本政府と 国政府（以下「相手国政府」という。）との国際協定に基づく技術協力の実施に関し、甲の委嘱に基づき次の業務を遂行するものとする。

- (1) 任国及びプロジェクト名
- (2) 任国における配属機関
- (3) 業務の内容

2 乙は、前項第2号及び第3号に掲げる事項につき相違があると認められる場合は、直ちに甲に報告してその指示を待たなければならない。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、乙の派遣期間とし、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

2 日本国政府と相手国政府との合意に基づき、前項に規定する派遣期間を延長することができるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、甲は、乙の派遣期間を延長することができるものとする。

(1) 日本国政府と相手国政府との合意により、技術協力期間が縮減された場合
(2) 乙は、本契約に違反する行為があった場合

(3) 乙が心身の故障のため業務の遂行に堪えられなれど認められる場合

(4) 乙の任国における戦争、事変、内乱等の非常事態の発生のため乙の業務の履行が不可能となつた場合

(5) 前各号に準ずるやむを得ない理由がある場合

4 前2項の場合、本契約の期間は、変更後の派遣期間とする。

(業務報告)

第3条 乙は、甲の定めるところにより、赴任中は業務遂行の計画、進捗状況、業務阻害条件等を記載した報告書を、帰国の際は総合報告書を甲に提出しなければならない。

(現地業務費)

第4条 甲は、現地業務費支給基準(昭和52年国協連第25号)に基づき現地業務費を支給するものとし、乙は、現地業務費管理者に委嘱された場合には、同基準に従い、これを管理するものとする。

(旅行機材)

第5条 甲が購送する旅行機材は、乙の業務遂行に必要なものであり、かつ、乙の離任後も相手国政府によって活用されるものであるため、その使用にあたっては十分留意するものとする。

(派遣手当等)

第6条 甲は、専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協連第21号)に基づき、乙の専門家の号(派遣期間中に専門家の号に異動を生じた場合には、新九に定められた専門家の号)とし、これに該当する派遣手当及び旅費を支払う。

2 甲は、物産、為替相場の変動状況等を勘案して、前項に規定する派遣手当及び旅費の額を削減あるいは減額するための改定を行うことができるものとする。

3 甲は、専門家の所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱(昭和50年国協連第4号)に基づき、乙の所属先に対し人件費を補てんし、又は乙に国内俸を支払う。

(災害補償等)

第7条 甲は、乙の業務上の災害又は通勤による災害に対して、労働者災害補償保険特別加入制度又は専門家の災害補償に関する基準(昭和52年国協連第13号)に基づき補償を行う。

2 乙は、派遣期間中の疾病、負傷等に関し国際協力事業団海外共済会に加入するものとする。

(服務)

第8条 乙は、その業務が日本国政府と相手国政府との国際約束に基づきものであることを認識して、相手国政府の管理に服するものとし、在外公館の指導並びに甲及び海外事務所の長の指示に

従って、該契約業務を遂行しなければならない。

2 乙は、甲により専門家団の長に委嘱された場合には、他の専門家(調整員を含む。以下本条において同じ。)の協力を得て、相手国側等との調整を行い協力実施に必要な諸計画をとりまとめる等業務の円滑な推進に必要な措置をとるとともに、業務運営の統括を行うものとする。

3 乙は、甲により専門家団の調整員に委嘱された場合には、専門家団の長を補佐し年次計画をとりまとめる等業務の円滑な推進に必要な措置をとるものとする。

4 乙は、専門家団の専門家である場合には、その長の助言及び指導の下に他の専門家と協力し業務を効果的に遂行するものとする。

(政治活動等の禁止)

第9条 乙は、任国において専門家としての職位を利用して、政治、布教、私利に關する一切の活動をしてはならない。

2 乙は、甲が承認した場合を除き、相手国政府又はその機関から一切の金品を受けとってはならない。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、業務に關して新聞、雑誌等に寄稿し又は出版し若しくは講演等をしうとすることは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(避戦の指示)

第11条 乙は、任国において、戦争、事変、内乱等による非常事態が発生し又はそのおそれがある場合において、在外公館、甲又は海外事務所長の長が任国内の安全地境、近隣国又は本邦へ避難することを指示したときは、この指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、専門家団の派遣に關する国際協力事業団の規程の定めるところによるものとし、同規程に定めのない事項については、甲乙誠意をもってこれを協議する。

本契約を証するため本書2通を作成し、記名捺印の上甲、乙各その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目1番地
国際協力事業団
総務 有田 圭 輔

乙

技術協力専門家派遣契約書

国際協力事業団(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)に基づき技術協力の実施に係る専門家派遣に関し、下記のとおり契約を締結する。

記

(業務の内容)

第1条 乙は、日本国政府と 機関(以下「国際機関」という。)との国際約束に基づき技術協力の実施に関し、甲の委嘱に基づき次の業務を送行するものとする。

- (1) 主たる在勤地及びプロジェクト
- (2) 配属機関
- (3) 業務の内容

2 乙は、前項第2号及び第3号に掲げる事項につき相違があると認める場合は、直ちに甲に報告してその指示を待たなければならぬ。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、乙の派遣開始とし、昭和 年 月 日 から昭和 年 月 日までとする。

2 日本国政府と国際機関との合意に基づき、前項に規定する派遣期間を超えて技術協力が継続する場合には、甲は、乙の同意を得て前項の派遣期間を延長することができるとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、甲は、乙の派遣期間を短縮することができるとする。

- (1) 日本国政府と国際機関との合意により、技術協力の期間が短縮された場合
- (2) 乙に、本契約に違反する行為があった場合
- (3) 乙が心身の故障のため業務の遂行に堪えられないと認められる場合
- (4) 乙の在勤地における戦争、暴動、内乱等の非常事態の発生のため乙の業務の継続が不可能となった場合

(5) 前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

4 前2項の場合、本契約の期間は、委任状の派遣期間とする。

(業務報告)

第3条 乙は、甲の定めるところにより、赴任中は業務遂行の計画、進捗状況、業務環境条件等を記載した報告書を、前項の額は総合報告書を甲に提出しなければならぬ。

(現地業務費)

第4条 甲は、現地業務費支給基準(昭和52年国協協定第25号)に基づき現地業務費を支給するものとし、乙は、現地業務費管理者に委嘱された場合には、同基準に従い、これを管理するものとする。

(携行機材)

第5条 甲が贈送する携行機材は、乙の業務遂行に必要なものであり、かつ、乙の離任後も国際機関によって活用されるものであるので、その使用にあたっては十分留意するものとする。

(派遣手当等)

第6条 甲は、専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協協定第21号)に基づき、乙の専門家の号(派遣期間中に専門家の号に異動を生じた場合には、新たに定められた専門家の号)とし、これに該当する派遣手当及び旅費を支払う。

2 甲は、物価、為替相場の変動状況等を勘案して、前項に規定する派遣手当及び旅費の額を増減あるいは繰越するための改定を行うことができるとする。

3 甲は、専門家の所管先に對する人件費の補てん等に關する要綱(昭和50年国協協定第4号)に基づき、乙の所管先に對し人件費を補てんし、又は乙に国内費を支払う。

(災害補償等)

第7条 甲は、乙の業務上の災害又は通勤による災害に對して、労働者災害補償法特別加入制度又は専門家の災害補償に關する基準(昭和52年国協協定第13号)に基づき補償を行う。

2 乙は、派遣期間中の疾病、負傷等に關し国際協力事業団海外共済会に加入するものとする。

第8条 乙は、その業務が日本国政府と国際機関との国際約束に基づきものであることを認識して、国際機関の管理に服するとともに、在外公館の指揮並びに甲及び海外事務所長の指示に従って、誠実に業務を遂行しなければならない。

2 乙は、甲により専門家の長に委嘱された場合には、他の専門家(調査員を含む。以下本条において同じ。)の協力を得て、国際機関等との調整を行い協力実施に必要な諸計画をとりまとめる等業務の円滑な推進に必要な措置をとるとともに、業務遂行の統括を行うものとする。

3 乙は、甲により専門家の調整員に委嘱された場合には、専門家の長を補佐し年次計画をとりまとめる等業務の円滑な推進に必要な措置をとるとする。

4 乙は、専門家の専門家である場合には、その長の助言及び指導の下に他の専門家と協力し業務を効果的に遂行するものとする。

(政治活動等の禁止)

第9条 乙は、在勤地において専門家としての地位を利用して、政治、布教、私利、私利に關する一切の活動をしてはならない。

2 乙は、甲が承認した場合は、国際機関から一切の金品を受け取ってはならない。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、業務に関して新聞、雑誌等に寄稿し又は出版し若しくは講演等をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(避難の指示)

第11条 乙は、在勤地において、戦争、事変、内乱等による非常事態が発生し又はそのおそれがある場合において、在外公館、甲又は海外事務所長の長が在勤地の安全地域、近隣国又は本邦へ避難することを指示したときは、この指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、専門家の派遣に關する國際協力が業務団の規程の定めるところによるものとし、同規程に定めのない事項については、甲乙協議をもってこれを協議する。

本契約を証するため本書2通を作成し、記名捺印の上甲、乙各その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目1番地
國際協力事業団
総務 有 田 圭 輔

乙

様式第3号

技術協力専門家派遣契約書

別紙4

國際協力事業団(以下「甲」といふ。)と (以下「乙」といふ。)は、國際協力事業団法(昭和49年法律第62号)に基づく技術協力の実施に係る専門家派遣に關し、下記のとおり契約を締結する。

記

(業務の内容)

第1条 乙は、日本國政府と 國政府(以下「相手國政府」といふ。)との國

際契約に基づく技術協力の実施に關し、甲の委嘱に基づく次の業務を遂行するものとする。

(1) 任國及びプロジェクト名

(2) 任國における配属機関

(3) 業務の内容(詳細は付添書の通り)

2 乙は、前項第2号及び第3号に掲げる事項につき相違があると認められる場合は、直ちに甲に報告してその指示を待たなければならない。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、乙の派遣期間とし、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

2 日本國政府と相手國政府との合意に基づく、前項に規定する派遣期間を超えて技術協力が継続する場合には、甲は、乙の同意を得て前項の派遣期間を延長することができるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、甲は、乙の派遣期間を短縮することができるものとする。

(1) 日本國政府と相手國政府との合意により、技術協力の期間が短縮された場合

(2) 乙に、本契約に違反する行為があった場合

(3) 乙が自身の故郷のため業務の遂行に難を感ずると認められる場合

(4) 乙の任國における戦争、事変、内乱等の非常事態の発生のため乙の業務の継続が不可能となった場合

(5) 前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

4 前2項の場合、本契約の期間は、変更後の派遣期間とする。

(業務報告)

第3条 乙は、甲の定めるところにより、赴任中は業務遂行の計画、進捗状況、業務環境条件等を記載した報告書を、毎週の額は総合報告書を甲に提出しなければならない。

(現地業務費)

第4条 甲は、現地業務費支給基準(昭和52年國庫連第25号)に基づく現地業務費を支給するものとし、乙は、現地業務費管理者に委嘱された場合には、同基準に従い、これを管理するものとする。

(携行機材)

第5条 甲が贈送する携行機材は、乙の業務遂行に必要なものであり、かつ、乙の離任後も相手國政府によって活用されるものであるため、その使用にあたっては十分留意するものとする。

(派遣手当等)

第6条 甲は、専門家派遣手当等支給基準(昭和52年國庫連第21号)に基づく、乙の専門家派遣の号(派遣期間中に専門家の号に異動を生じた場合には、新たに定められた専門家の号)

とし、これに該当する派遣手当及び旅費を支払う。

- 2 甲は、物価、為替相場の変動状況等を勘案して、前項に規定する派遣手当及び旅費の額を増減あるいは減額するための改定を行うことができるものとする。
- 3 甲は、専門家の所属先に對する入件費を補てんし、又は乙に国内件を支払う。

(災害補償等)

第7条 甲は、乙の業務上の災害又は通勤による災害に對して、労働者災害補償保険特別加入制度又は専門家の災害補償に對する基準(昭和52年国協連第13号)に基づき補償を行う。

- 2 乙は、派遣期間中の疾病、負傷等に關し、国際協力事業団海外共済会に加入するものとする。

(服務)

第8条 乙は、その業務が日本政府と相手国政府との国際約束に基づくものであることを認識して、相手国政府の管理に服するとともに、在外公館の指導並びに甲及び海外事務所の長の指示に従って、誠実に業務を遂行しなければならない。

- 2 乙は、甲により専門家の長に委嘱された場合には、他の専門家(調整員を含む。以下本条において同じ。)の協力を得て、相手国側等の調整を行い、協力策施に必要な諸計画をとりまとめる等プロジェクトの円滑な推進に必要な措置をとるとともに、プロジェクト運営の統括を行うものとする。

3 乙は、甲により専門家の調整員に委嘱された場合には、専門家の長を補佐し、年次計画をとりまとめる等プロジェクトの円滑な推進に必要な措置をとるものとする。

- 4 乙は、専門家の専門家である場合には、その長の助言及び指揮の下に他の専門家と協力し、業務を効果的に遂行するものとする。

(政治活動等の禁止)

第9条 乙は、任職に關して専門家としての地位を利用して、政治、布教、私利に關する一切の活動をしてはならない。

- 2 乙は、甲が承認した命令を除き、相手国政府又はその機関から一切の命令を受けずしてはならない。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務に關して新聞、雑誌等に寄稿し又は出版し若しくは講演等をしうとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、業務に關して新聞、雑誌等に寄稿し又は出版し若しくは講演等をしうとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(選離の指示)

第11条 乙は、任職に關して、戦争、暴動、内乱等による非常事態が発生し又はそのおそれがある場合に關して、在外公館、甲又は海外事務所の長が任職内の安全地域、近隣國又は本邦へ選離することを指示したときは、この指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、専門家の派遣に關する国際協力事業団の規程の定めるところによるものとし、同規程に定めのない事項については、甲乙協議をもってこれを協議する。

本契約を証するため本管2通を作成し、記名捺印の上甲、乙各その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 東京 都 郊 区 西 新 宿 2 丁 目 1 番 地
国際協力事業団
総務 有 出 圭 稱

乙

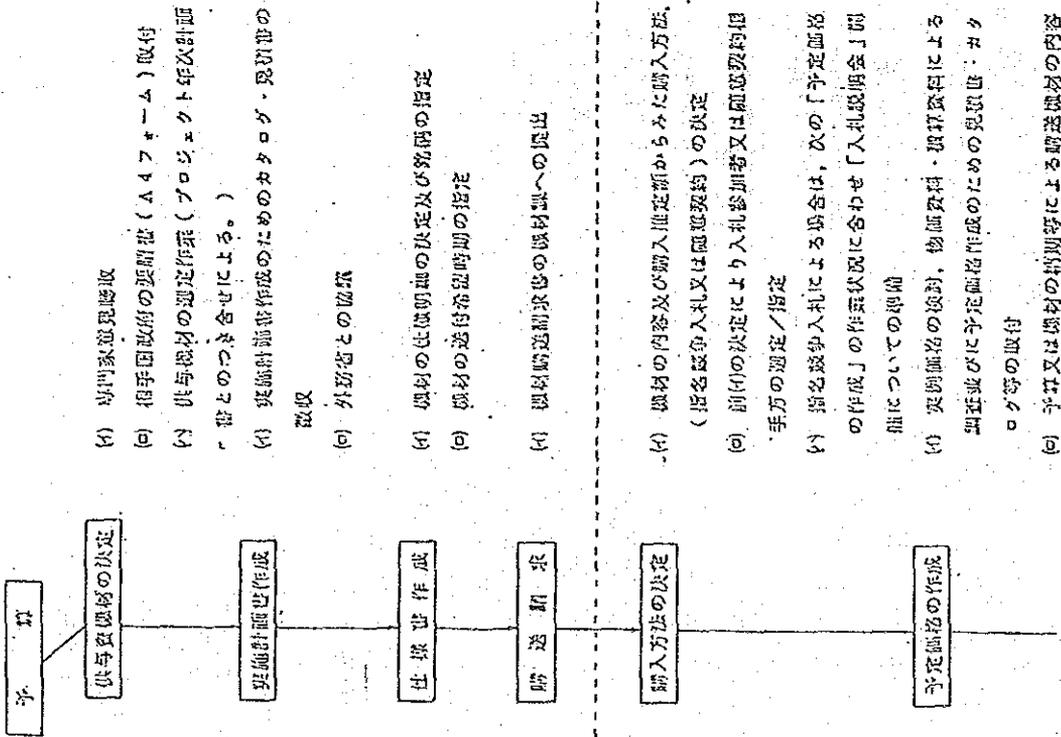
(4) 第14回農林水産業協力プロジェクトリーダー会議資料

目次	頁
機材購送業務の流れ	1
昭和59年度プロジェクトリーダー会議資料 (要望事項と要望に対する本部所見)	3
仕様書の記載要領について	5
外国向け車両の発注から納入までの流れ	7
保険求償書類作成上の留意事項	7
機材業務改善委員会作業部会報告書(案)	8

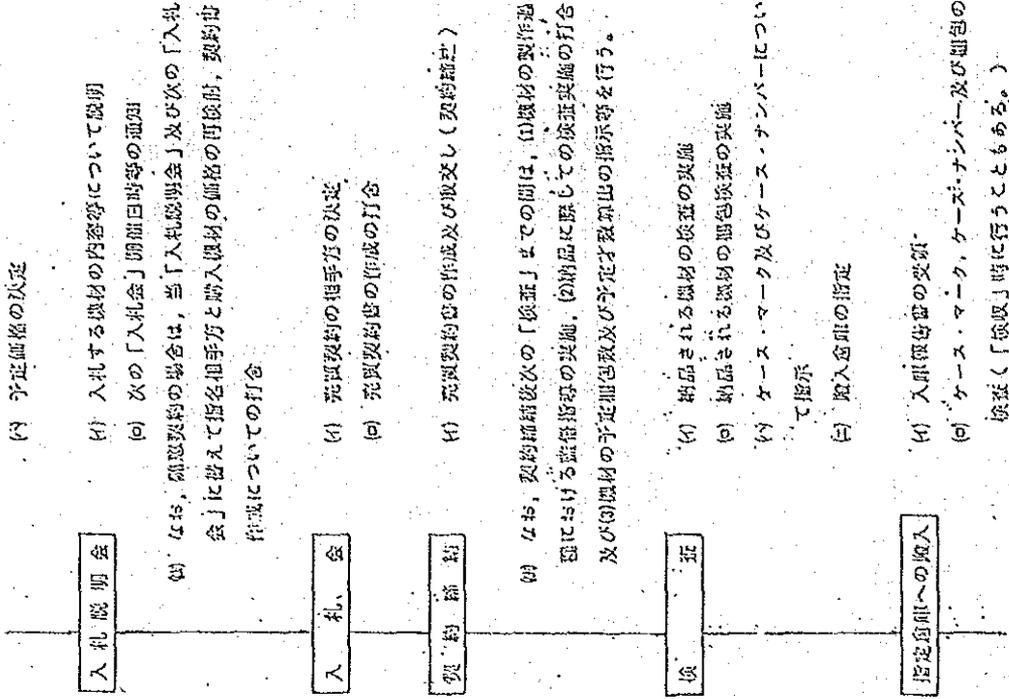
昭和60年2月

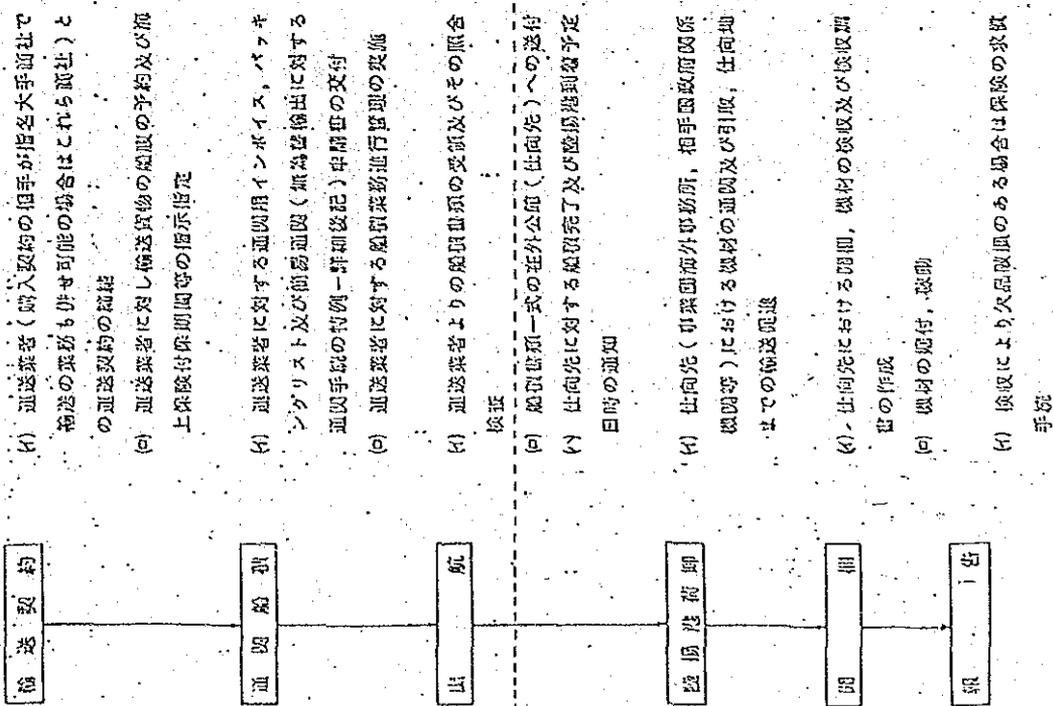
調査部

機材調達業務の流れ



調整あるいは変更の処置





(イ) 運送業者（購入契約の相手が指名大手前社で
 船送の業務も併せ可能の場合はこれら前社）と
 の運送契約の締結

(ロ) 運送業者に対し輸送貨物の船底の予約及び船
 上保険付保期間等の指示指定

(ハ) 運送業者に対する通関用インボイス、パッキ
 ングリスト及び積荷通関（無為登録輸出に対する
 通関手続の特例一詳細後記）申請書の交付

(ニ) 運送業者に対する船積業務進行管理の実施

(ホ) 運送業者よりの船積書類の受領及びその照会
 検証

(ヘ) 船積書類一式の在外公館（仕向先）への送付
 (ニ) 仕向先に対する船積完了及び陸揚海到着予定
 日時の通知

(ロ) 仕向先（事業種海外事務所、相手国政府関係
 機関等）における機材の通関及び引取、仕向地
 までの輸送配達

(イ) 仕向先における期間、機材の換取及び換取期
 間の作成
 (ロ) 機材の廻付、稼働

(イ) 換取により欠品破損のある場合は保険の請求
 手続

要望事項	要望に對する本部署の見
<p>1. 機材購送の迅速化</p>	<p>機材購送が遅れる大きな原因の一つとしては、仕様書のために相当の日時を費していることにある。即ち、本部担当課では、相手国からの正式要請書及び派遣専門家からの和文要請書をもとに、当該年度の事業計画を勘案しつつ予算枠の範囲内で、優先的に供与すべき機材を選定しているが、仕様書が確定していない機材については各種資料を参考とし、また国内支援機関、帰国専門家の意見を徴しつつ仕様を決定している。しかし、中には色々検討しても本部段階では仕様を決定し難く、現地への照会確認せざるを得ない場合が多々あり、仕様決定に長期間を要し、結果的に機材購送が遅延している面がある。</p> <p>従って、現地においてプロジェクトの実情を最もよく把握しかつ、技術指誘計画に沿った仕様内容を承知しているのはプロジェクトリーダーをはじめとした派遣専門家であるので、和文要請書の仕様については、より具体的にカタログ等から品目番号等を記載され、また特殊な機材については、要請の背景等を記載すると共に、更には、特段の事情あるものを除いては特殊仕様の機材は避けるよう配慮いただくことが、機材購送の迅速化につながる最も重要な点であることを十分ご理解願いたい。通常、海外向け機材は電圧等国内仕様とは異なるため、受注生産となり、発注から納品までに3ヶ月を要している。これかもし、特注品となると概ね6ヶ月を要する点もご理解を得たい。</p> <p>また、供与機材は相手国からの要請があつて始めて購送されるものであるから、相手国からA4フォーマットの発出がない限り機材の購送は出来なない。現実には、A4フォーマットの未送達のため購入契約を中断した事例もあるから、A4フォーマットは、前年度中又は遅くとも当該年度の第一四半期に発出されるよう、相手国関係機関の手続を促進し指導する様お願いしたい。</p>
<p>2. 現地調査の拡大</p>	<p>機材の現地調査については「機材購送の手引(派遣専門家編)」に、現地調査の条件、実施方法等が説明されているので、先ずこれを参照願いたい。</p> <p>現地調査については、通常によってその要件が定められているが、アフターサービス、部品消耗品の補給等の面から、本邦購送より現地調査の方がはるかに有利で、かつ合理的と判断されるものについては、現地調査を進めることとしていくので、海外事務所とも協議の上、現地調査を推進願いたい。</p>
<p>3. 機材引取りの迅速化を図るための方策 (1) フリータックスとする可能な取扱締結</p>	<p>プロジェクト方式技術協力、技術協力協定、R/D、その他これに相当する合意書により実施され、全ての合意書には、フリータックスの内容が明記されているので、更に明確な取扱締結は、このための手続等を含め屋上屋を重ねることともなりかねず、むしろ合意書に基いて、相手国政府機関が、通関手続等を如何に円滑に実施するかにかかっているのではなからうか。</p> <p>通関の際、フリータックスが履行されないのは、税関当局が日本国政府と相手国政府の合意の事実を十分理解していないこと、または免稅手續きの不備によるものであるが、これらは相手国の協力実施機関と税関又は、それぞれの上部中央機関との連携が図られていないことに原因するものといえる。従つてJICA事務所、大使館等の協力を得ながら、相手国の協力実施機関と税関自身とが税関当局に対して主旨と制度の徹底を図り、フリータックスとするために必要な事前の手置が必要と考える。</p>

<p>(2) 機材の一括送付</p> <p>(3) 専門家による携行</p> <p>(4) 現地業務費による引取り費の相項</p>	<p>要望の趣旨は、分割送付されると引取り手続き、サイトまでの輸送等が二重となるため一括送付されるべきとの事であるが、本部においても輸送業務の合理化と経費削減の観点から、極力一括送付することを原則としている。しかしながら、一部の物品が特注品であったり、仕様の確定に長期期間を要した場合は、特注品あるいは仕様未確定品をはずし分割購入契約せざるを得ない場合があり、その結果それぞれ納期に遅りが生じ、分割送付も止むを得ない場合が多いのである。</p> <p>従って機材の選定にあたっては、特注品を避けカタログに記載されている品目の選定が望ましく、また、仕様は常に明確に示すことが必要であり、加えて、本部からの仕様の照会に対しては折返し回答し関係する等の配慮がうまくかみあうならば、機材の一括送付は可能となるのであり、本部としては、今後一括送付する様努力したい。</p> <p>供与機材は、A-4フォームに基づいてG.I.F.建てにて相手国に贈与し事故の通知、引取りは相手国の責任において行われるのが原則であり、専門家による携行は例外的な取扱いである。従って特別な事情により専門家の手配によらざるを得ない場合は、事前に受入機材の要請をもつて各担当課と協議願いたい。</p> <p>供与機材の引取り費用（手数料、内国輸送費）は全て相手国により負担されるのが原則であり、現地業務費で補填するのは止むを得ざる場合の措置である。従って、この様な措置をとらざるを得ない場合は、事前に本部担当課と協議願いたい。</p>
<p>4. A7アタケアターの充実 (十分なスベアパーツを含めた機材供与、スベアパーツの補給ルートに関するメーカー側の確約取りつけ)</p>	<p>スベアパーツについては、仕様書に示されたとおり購送しており、車両、重機等については標準仕様の10%のスベアパーツをつけることとしている。従ってプロジェクトサイトの置かれている環境、協力内容等から、より多くのスベアパーツ、消耗品等を必要とする場合は、その間の事情、数量等を具体的に仕様書に記載願いたい。その後の補給については相手国の自助努力によるべきもので、この補給については、相手国が自己調達する際の便宜に供するため契約商社に対して「機材撤去補給ルート一覧表」の提出を義務づけているが、実態として供与機材の加く少数、多品目に亘って全ての機材について補給ルートに関するメーカー側の確約取りつけは、困難であるので、現地において仕様書を作成する際には、現地の商社あるいは代理店を通じて容易にスベアパーツの補給が可能な機材を選定することが望ましく、現地事情を十分把握の上機材を選定されるよう願いたい。</p>
<p>5. 梱包方法の改善</p>	<p>海上輸送における梱包については、輸出梱包によるものとして購入契約を締結している。</p> <p>輸出梱包とは、JIS Z-1402の規格に基づき木箱梱包で、重量1400kg以下、長さ600cm、巾500cm、高さ150cm以下であり、かつ、この8辺の合計が700cm以下のもので定められており特に指定のない限り通帯これにより送付している。</p> <p>今回、特に梱包について要望があった点については、クレーン等がなく、特にプロジェクトサイトにおける荷降作業が人力による手搬すぎたり、大きすぎない梱包は懸念すべきこと、防護措置を施すべきこと等への配慮であらうが、これらの点については「機材調達の手引（国別編）」に国別に梱包について配慮すべき点を調査の上記載して機材送付のマニュアルとしてそれなりの配慮は行っているが、プロジェクトサイトにおいて梱包上特に留意すべき点があれば、機材の要請書（和文）に梱包に関する留意事項を具体的に記載（様式は適宜）をお願いしたい。</p>
<p>6. 船積時刻の早期送付</p>	<p>このことはかねてより要望があり、改善に努力している。特に車両等については通関に事前の手続きを要する国もあるところから、型式、エンジンナンバー等判明次第、メーカーから報告を受け現地に通報すべく措置している。しかし通報遅れもあり得ることなので、遅いと判断される場合には督促願いたい。</p>
<p>7. 現地事情に沿った適正機材の選択・改良・及びその送付</p>	<p>技術の移転には、現地事情に沿った適正な機材を選択することは当然の事柄であるので、本部としてもご要望に沿って措置したく、プロジェクトサイトにおいても、機材の選定、仕様書作成の段階から、この点留意の上仕様を決定願いたい。</p>

仕様書の書き方については、『機材調達の手引(派遣専門家編)』に「機材選定に当たっての留意事項」[機材仕様書作成に当たっての留意事項] [要請仕様書(記載例)]等を説明しており、これを参考に仕様を適切に記載される様お願いしている処であります。現実には本部が期待しているような仕様書が示されることは少なく、担当職員が苦勞しながら仕様を一つ一つ決めていくのが現状です。

仕様書が不備であると、見込採算をしたメーカーから問合せがあり、仕様確認のため国内の支援機関、あるいは外国専門家、更には現地への照会確認と、不要に時間を無駄にして、結果的に機材購送が遅延したり、期待に反した機材が送られて来た、といった例が往々にして見られます。

これを改善するためには、仕様を適確に示すことに尽きる訳ですが、機材によっては、その機材を選定した背景等も参考までに記載願えるなら、適当なく仕様に即した機材の購送が出来ることになってきますので、かかる点も含め仕様作成に当たってはご配慮をお願いいたします。

特に、使用頻度が低く日常不可欠な機材でありながら仕様のつめが甘く記載されがちな機材について、購送後苦情の見られ勝ちな機材については、最少限記載しなければならぬ事項を示しますので、ここに掲げた機材の仕様については、これを参考に仕様を記載されるようお願いいたします。

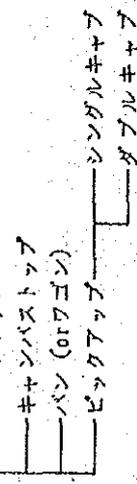
1. 車両について

ロ 一般事項

- ◆エンジン排気量 () CC ~ () CC ロハンドル 右 or 左 ロ車の色 ()
- ロ出力 () PS ~ () PS ロエアコン 有 or 無 ロレタリングの有無
- ロディーゼル or ガソリン ロラジオ 有 or 無 ロ標準工具の他スベアパーツの必要なもの。

ロ 車種別事項

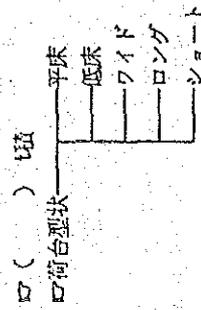
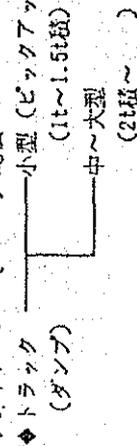
◆四輪駆動車



ロ「四輪駆動車共通事項」

- () 人乗
- ウィンチ 有 or 無

◆ライトバン () Kg級



ロクレーン () t づくり、 () 級 () 皿

(参考)

外国向け車両の発注から納入までの流れ

国内向け販売車両は、需要予測に基づき見込生産されていますが、外国向け車両は、仕向先によって仕様が異なるため、すべて受注生産となっております。

仕向先によって仕様が異なる点

- ① ハンドルの位置(右、左) ② スピードメーター表示 (km、M/K)
- ③ 気象条件 (寒冷地向け、温帯地向け、熱帯地向け、酷暑地帯向け)
- ④ 機器等の表示 (英語、西語、仏語)
- ⑤ 輸出先国の法令に基づく仕様等

輸出用車両の生産スケジュール(日産自動車の場合)

1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目
月の20日に注文 締切	部品手配ならび に生産準備	生産、検査、 可能ならば船積	船積

この生産スケジュールは、トヨタ、三菱自動車もほぼ同様です。従って、一般の車両は発注から船積までの所要期間は2.5ヵ月～3ヵ月を要するのが通常です。

これが、救急車、広報車とか特別な装備を車両に付け加える場合は、車両生産期間プラス装備に3ヵ月とほぼ6ヵ月を見込まなければなりません。

以上

保険求償書類作成上の留意事項

プロジェクトサイトに機材到着後、サイトにおいて開梱の上作成される機材検収調査の記載に当っては、下記の特留意点下さい。

記

1、従来、保険求償を行なう場合、書類が不備なために書類の再提出が求められ、保険求償機材の購送までに相当時間を要しているケースがあります。

この原因としては、「梱包に破損はないが、盗難の疑いがある。」あるいは、単に「品物が不足している。」という表現で保険求償され、これが盗難によるものか、梱包し忘れたものか、判定が困難なため保険求償の対象としては取扱いき、現地に事故の様相を再確認するなど二度手間を要し、時間を要する結果となっています。

従って、保険求償を行なう場合は、曖昧な表現は避けて具体的に、事故の様相を「盗難」なら盗難とはっきり記載して下さい。

2、「破損」等の損害については、その状況を具体的に、要領よく記載して下さい。特に大きな損傷のばあいは、損傷状況を写真に撮り、その写真を検収調査に添付して下さい。

3、時に、通関手続き等が遅れて付保期間(保険期間)が過ぎてしまった後、引取って事故を発見して保険求償を求められるケースがあります。付保期間を過ぎてしまったのでの保険求償は出来ませんので、引取りが遅れると見込まれる場合は、予め、付保期間の延長を申請して下さい。

以上

(案)

機材業務改善委員会作業部会報告書

I. 機材贈送業務全般を通じる迅速化の方策について

機材贈送業務の進捗を妨げないよう、相手国の要請書の届出が遅れること及び供与機材の仕様の決定に長期間を要していることにある。この改善のためには次のとおり措置すべきである。

1. 相手国の要請書 (A-4 フォーム) の早期取得

現在、全協力期間に供与を計画している機材について、口上書にA-4 フォームを添付した形での要請書を一括して取得している事業部もあれば、各年度毎に取得している事業部もあって、その取扱いは必ずしも一律でなく、また相手国の事情、プロジェクトの内容によって異なっているが、今後、要請書の取得については次の方策で望むものとする。

(1) A-4 フォームの一括取付 (プロジェクト方式技術協力)

① プロジェクト準備期間である事前調査の段階で、相手国協力機関と充分協議の上、協力期間中に必要とされる主な供与機材をリスト・アップする。その後、実施協議により R/D 及び協力実施計画案 (TIP) を策定する際に、当該プロジェクトに係る機材の日本側の総予算と、年度別計画をも勘案しながら基本的に必要な機材リストを作成し、原則として、R/D 署名後 A-4 フォームを相手国政府より一括 (または、協力期間を前後期に分割した前期分を) 取付ける。

② A-4 フォームに記載する内容は、通関上詳細な内訳明細の記載を求める国 (例、インド、インドネシア等) を除き、R/D の付属書に記載の内容のもので差支えないものとする。

③ その後、プロジェクトの協力の内容、状況等の変化により、すでに取付け済の A-4 フォーム記載の機材内容の変更あるいは、新たな機材の追加がある場合は、改めて A-4 フォームを取付るものとする。

(2) A-4 フォームの早期取付の促進 (単独機材)

① 外務省は、翌年度の機材供与事業 (単独機材) に係る要望調査表の取まとめ依頼を、年度当初に在外公館に対し行なっている。従来は、その回答を踏まえて案件を決定後、A-4 フォームを改めて取付るため、これに時間を要し、これが機材贈送遅延の原因の一つとなっていた。

② この改善策として、昭和59年度より要望調査表の取まとめを依頼する際、A-4 フォームの同時提出を在外公館に依頼しており、今後共、同時取付けを積極的にすすめて行くものとする。

但し、この A-4 フォームの同時、あるいは早期取付けは、あくまでも供与に当たっての検討材料であり供与をコミットしたり、前提とするものではない旨を相手国関係機関に十分説明し、理解を得ておくものとする。

③ 緊急の場合は、相手国政府の口上書のみによる要請でも対応出来る体制を整えるものとする。

2. 仕様書作成業務の合理化

(1) 現状

① 近年、プロジェクトの大型化、多様化に伴ないプロジェクトが必要とする機材の品目数も増え多様化している。このため、仕様の確認、作成までに相当の時間を要する傾向にある。このように、その協力内容が広範囲に亘り、機材も多様化して来ると機材に関する広範囲な専門知識が要求され、派遣専門家ならびに担当職員の知識のみでは対応し難い面も生じ、国内におけるプロジェクトの支援機関あるいは、メーカー等から機材仕様に関する情報を得る必要があり、その照会連絡等に時間を要することになる。

② また、これまでは供与実績の資料が、必ずしも十分整理されていないため活用されていなかった。

(2) 合理化の方策

① 機材購送業務の効率化を図り、かつより適正機材を購送するため、必要に応じてプロジェクトに関する園内委員会に機材部会を設置して、仕様書の作成を依頼する。外、場合によっては専門知識を有する外部機関に仕様書の作成を依頼する。

② 過去の購送機材のデータベースを構築し、今後それを各分野毎の共通基礎機材リストの作成などに、活用するものとする。

③ 案件、仕様等が複雑で特殊な機材については、仕様書作成のための専門家を派遣し、又は派遣中の専門家を一時帰国せしめ、機材の細目について協議することを積極的に実施するものとする。

特に、単独機材供与については、相手国の用途を十分把握することが不可欠であるので、機材供与実施計画調査団派遣の一層の拡充を図るものとする。

3. 予算の効率的執行

(1) 協力期間各年度予算の傾斜配分

現状は、予算配分等の兼ね合いから通常協力期間おおむね均等に、機材供与費は配分されているが、技術移転を効果的に推進するためには、プロジェクトの立ち上りの段階において機材供与を重点的に実施することが望ましく、当面の目標として、プロジェクト開始(R/D 署名の年)から2～3年以内に機材供与計画額の80%程度は購送すべく努力するものとする。

(2) 各年度計画の実施スケジュール

各年度の機材供与業務の実施スケジュールは、原則として次のとおりとする。

① プロジェクト方式技術協力

前年度

10月 各担当課より、プロジェクト・リーダーに対して概算要求ベースの予算枠を提示し、次年度供与計画(案)の作成を依頼する。

12月 リーダーから各担当課へ次年度供与計画(案)を提出(優先順位をつけること)する。

1月 プロジェクト・リーダー会議等の際、上記(案)につき協議し、最終原案を決定する。

2月 必要に応じて、追加A-4フォームを取付ける。(3月末までに写をJICA必須)

当年度

4月 機材の仕様の検討、仕様書作成

5月 外務省との実施協議

6月 調査部へ購送請求

② 単独機材供与

前年度

5月 在外公館に対し、翌年度の要望調査等の取組めを依頼する。(外務省)

7月 在外公館から、要望調査表の回答を受ける。

③ 要望調査表

⑤ A-4 フォーム

12月 要望調査表に基づいた案件の選定

1月 海外事務所等に対する案件決定の内報及びA-4 フォーム未着案件については取付促進(3月末までにをJICA宛送付)

当年度

4月 機材の仕様の検討、仕様書作成

5月 外務省との実施協議

6月 調査部へ購送請求

II、供与機材の長期的有効活用の方策について

近年におけるプロジェクト方式技術協力案件は、大型化あるいは多様化しつつあり、これに伴って各供与機材の品目数も相当増加の傾向にある。これら供与機材は、協力期間中は勿論のこと、プロジェクトを相手国にすべて引継いだ後も、将来に渡って有効に活用されることが望まれるが、現実問題として部品、消耗品等の補給が行なわれないために、折角の供与機材が有効活用されないまま眠っている場合もみられる。この様な事態の発生を未然に防ぐ措置として、次の点を配慮するものとする。

1、機材の選定に当って

- (1) 保守・操作及び修理等が簡易で、かつ機構的に堅牢な機材とすること。
- (2) ランニングコスト、現地の環境等も考慮した仕様とすること。
- (3) 特注品は出来る限り避けること。
- (4) 現地に代理店がある等アフターサービス等の面から有利と判断される機材については、銘柄指定の制度を活用すること。
- (5) 協力期間中に必要とする部品、消耗品については、機材購入時に併せて購送請求するべく配慮すること。なお、相手国の財政基盤が極めて脆弱で、外貨も乏しいため協力期間終了後、自助努力を求めても容易には部品、消耗品の自己調達は困難と見込まれる場合は、協力期間終了前にそれぞれ機材の経済耐用年数等も考慮して、必要とする部品、消耗品の追加購送を配慮するものとする。
- (6) 供与機材の部品、あるいは消耗品の補給ルートを確認にすること。

2、部品・消耗品の補給について

部品・消耗品の補給は、相手国政府の自助努力によってなされるべきであり、自助努力を育成することが必要である。その方策としては、部品・消耗品を購入するための予算措置を求めるとは勿論のこと、供与機材と共に示された部品の補給ルートを活用して相手国の商社を通じて必要部品・消耗品を入手する道を自ら開拓せしめるべきである。

3. 機材修理チームについて

現在、機材修理チーム派遣に当っては、チーム派遣前にプロジェクトサイトから機材の状況について報告を求め、この報告に基づいて補修に必要な工具、部品等を取揃えて携行しているのが一般的な姿である。処が、プロジェクトサイトの専門家は機材の故障箇所、部品の更新箇所等必ずしも正確な報告は得難く、折角派遣した機材修理チームが、その目的を十分達成し得ないまま帰国することもある。

従って、今後の在り方としては、機材修理チーム派遣前に短期の機材専門家を派遣して、機材の状況を十分に把握した後、機材修理チームの派遣に制度化すべきである。

なお、現行制度における機材修理チームは、事業部毎に所管の1～2のプロジェクトを対象として派遣しているが、将来は、同一業種については、それぞれの国の、全プロジェクトを対象とした機材の修理チームの派遣が出来る制度の確立を今後の課題として検討することを提言する。

四、据付指導専門家の取扱いについて

1. 現地で、専門家による機材の据付指導を必要とする場合には、通常、派遣専門家に対しては「専門家の派遣手当等支給基準」(昭和52年国協通第21号)の定めるところにより派遣手当等を支給し、所属先から専門家の役務の提供を受ける期間については、「専門家所属先に対する人件費の補填等に関する要綱」(昭和50年国協通第4号)に定めるところにより所属先に対し、人件費の補填を行っている。現行、所属先人件費補填の限度額は月額80万円であるが、メーカーは、所属先人件費の補填のみでは据付専門家の派遣に応じないで、技術費を要求するケースが多い。

この場合の取扱いとして、目下企画部企画課において、「専門家派遣に係る技術費の取扱いについて」(案)を作成検討を進めているが、早い機会に本案を通告として商討する必要がある。

一つの問題として、(項)技術協力センター費、(項)保健医療協力費、(項)農林業協力費、(項)産業開発協力費、には技術費が予算上認められているが、(項)機材供与費(項)人口家族計画協力費には未だ、予算が認められていないが、今後抜並びで予算要求を行ない予算措置する必要がある。

2. なお現在、現地で単に機材の組立て、あるいは据付を行なう場合であってもメーカー技術者は、据付専門家と位置付けて派遣しているが、かかる場合は、別途の契約により「メーカーの責任において技術者を派遣する」方法もあって然るべきではないかとの考え方も提案された。この考え方に立って取扱う場合、メーカーが派遣する技術者は、一般旅券で渡航することとなり、入国査証の取得、組立て工具等の運搬、プロジェクトサイトにおける技術者の受入体制等々どの様に措置するのか、彼かに結論を出し難い面があるので、相手国の事情も踏まえて、今後なお検討することを提言する。

附一6 (参考) 第11回技術者連絡会議配布資料

(1) 報告書の分類(案)

種別	種別	提出、作成時期	報告者	区分	保存期間	備考
1. 業務報告書						
1-1. 年次報告書	年1回(年初め)	リーダー				
1-2. 業務情報報告書	4半期毎	リーダー				
1-3. 総合報告書	隔4後2ヶ月以内	各専門家	一般			印刷製本 原則的には隔年後すみやかに提出(短期は即時)
1-4. 事務連絡	必要の都度	リーダー				
1-5. その他の報告	必要の都度	各専門家				
1-6. 長期調査員総合報告書	隔4後1ヶ月以内	長期調査員	一般			印刷製本
1-7. 施工管理業務総合報告書	隔4後1ヶ月以内	各専門家	取扱注意			印刷製本
1-8. 競争技術開発研究報告書	契約に基づく	契約相手先				
1-9. 国内支援委員会業務報告	契約に基づく	契約相手先				
2. 調査報告書						
2-1. プロジェクトファインディング調査報告書	隔4後1ヶ月以内に原稿提出(3ヶ月以内に印刷製本)		一般			印刷製本
2-2. 事前調査報告書			一般			
2-3. 実施協議チーム報告書			一般			
2-4. 計画打ち合わせ報告書			一般			
2-5. 実施設計調査報告書	2ヶ月(4ヶ月以内)	調査員全員	一般			
2-6. 巡回指導チーム報告書	1ヶ月(3ヶ月以内)		一般			
2-7. エバリュエーション調査報告書	2ヶ月(4ヶ月以内)		取扱注意			一般取り回し検討中
2-8. 隔4後調査報告書	2ヶ月(4ヶ月以内)		取扱注意			
2-9. フォローアップ調査報告書	1ヶ月(3ヶ月以内)		一般			
2-10. 機材維持管理調査報告書	1ヶ月(3ヶ月以内)		取扱注意			
2-11. 基礎調査報告書	2ヶ月(4ヶ月以内)		一般			

プロジェクト別特別事業等計画・実績表

(昭和 年度)

プロジェクト名：
協力期間：

担当課：
担当：

科 目	現地からの申請 額 千円	実 質 協賛日	示 達 予 算		不達依頼日 又は示達日	使 途 目 的	備 考
			繰 越 千円	新 規 千円			
1. 実施計画費	千円						
適正技術開発研究費		不要					
特殊条件実施計画費		"					
視聴覚等教材整備費		"					
2. 現地業務費							
現地業務費(一般)		不要					
貧 困 国 対 策 費		"					
現 地 研 究 費		"					
現 地 業 務 費 (臨 時)		"					
技 術 普 及 広 報 費		"					
心 急 対 策 費		"					要外務省に対する説明
技 術 交 換 費		"					
3. 普及効果測定調査費		不要					
4. 中堅技術者養成対策費							
5. プロジェクト基盤整備費							
6. その他(他項より)							
現地語教科書作成費		不要					派遣事業部所管
生活環境整備費		不要					企画部所管

様式作成昭和59年4月

(4) プロジェクト基礎整備事業

1 概 要
プロジェクト基礎整備事業は、国際協力事業団（JICA）が行う森林水産業協力及び森林水産業協力の推進研究開発に係るプロジェクトを円滑に実施するため、圃場、かんがい排水施設、農道、試験林、林道、養魚池、防虫施設及び必要な竹草地施設等、プロジェクトに必要なインフラコスト削減の整備を国際協力事業団が、相手国の負担を一部肩代りして実施するものである。

本事業は、本来、相手国政府がプロジェクト実施のため負担すべき資金の一部を国際協力事業団が代って負担するローカルコスト負担事業の一つであり、その目的及び対象、趣旨等によつて次に示されるようなマデルインフラ整備事業、パイロットインフラ整備事業の2種類がある。

2 マデルインフラ整備事業
(1) マデルインフラ整備事業の目的
プロジェクト発足の初期段階に於いて必要となる改良農業技術等の開発及び技術者の育成を目的とした試験的なマデル圃場等の建設的インフラ施設に關し、特に相手国の財政上の理由等により資金に困難を感ずる場合、我が国が相手国に代つてローカルコストを負担し、プロジェクト活動の円滑な実施を促す。

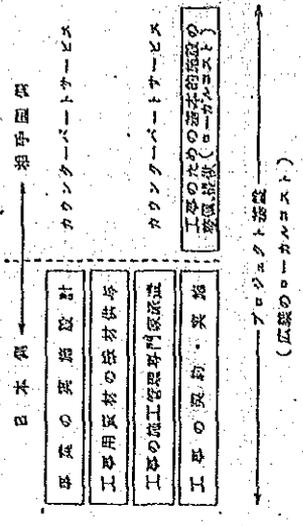
(2) マデルインフラ整備事業の対象及び趣旨
森林業協力事業及び森林水産業に係る改良農業技術開発事業に於ける試験圃場、試験林、圃場、圃場化相帯及びこれらに關連する必要最小限の附帯施設

3 パイロットインフラ整備事業
(1) パイロットインフラ整備事業の目的
プロジェクトの中間の普及段階に於いて、農民等のレベルへの改良農業技術等の普及拡大に資するため改良農業の生産増進及び普及促進を最小単位とし、かつ地域の要請に即して対応拡大が可能となるような試験的広がりをもつ一定規模の圃場等の改良整備を行い、サブ・サブ・インフラシステムの整備をも一体的に実施するパイロット的かつ総合的な生産増進の促進を行う必要がある場合、我が国が相手国に代つてローカルコストを負出し、プロジェクト活動の円滑な実施を促す。

(2) パイロットインフラ整備事業の対象及び趣旨
森林業協力事業及び森林水産業に係る改良農業技術開発事業に於ける改良農業技術の普及促進及び及び促進に不可欠なインフラであつて圃場、圃場、森林、水産増進、圃場化等の整備及び生産増進にこれらに關連する附帯施設

4. プロジェクト基礎整備事業の仕組み

- (1) 事業費（工事費及び工事管理費）
マデルインフラ整備事業：約25,000千円以内
パイロットインフラ整備事業：約60,000千円
- (2) 設計・施工管理
設計：JICA本部が派遣する築造設計士連立又は建築専門家が設計業務を行う。
施工管理：JICA本部が派遣する短期派遣の施工管理専門家が施工管理業務を行う。
- (3) 工事の発給方式
JICA本部の指示により、JICA在外員部長等が当該圃場の建設業者等と契約して工事を実施。但し、当該圃場に適當な建設業者等がない場合には、本領契約により、日本の建設業者が工事を実施する場合もある。
- (4) 他の事業との関係
本事業は事業費が(1)に示される様に限られているため、かんがい用ポンプ、パイプ、竹製施設用資材等の調達を相手国（現地調達の方が望ましい。）で済ませ、有給な場合が多い。
- (5) 相手国政府の負担すべき事項
本事業は相手国のローカルコストの一部負担である。当然、事業のための土地の提供、基本的な道路、電気施設等の整備、カクンクサポートサービスについては、相手国で負担する必要がある。
- (6) 仕組の模式図
以上を模式的に示すと下図の通りである。



5. プロジェクト基盤整備事業の実施手続

JICA本部での手続及び担当課	日本側及び相手国側の手続	委細、運用、事業の め方の関係事項	考 備
<p>担当課 課 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務連絡等によるプロジェクトからの事業要望調査 ○年間実行計画の外務省協議 ○方針決定後プロジェクト 	<p>日本側 → 相手国側</p> <p>プロジェクト専門家 ← 打合せ ← カウンタパート</p> <p>プロジェクトリーダーの実施設設計調査要請。事業実施予定地の確保</p> <p>JICA在外機関長経由 ← 施工管理専門家のA I フォーム の準備</p> <p>JICA本部 ← 必要な供与機材のA 4 フォーム</p> <p>実施設計調査団又は実施設 事業内容 計専門家 → 相手国関係機関 協議</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必容な場合)</p> <p>JICA在外機関長 ← プロジェクトリーダー。事業実施の要請</p> <p>JICA本部 ← 土地、電気施設等の基本的イ ンフラの整備</p> <p>外務省 → JICA本部</p> <p>大使館指示 → 口上 登 交 換</p> <p>JICA在外機関へ事業資金送付</p> <p>機材供与</p> <p>施工管理専門家の派遣</p> <p>工事契約業務</p> <p>工事開始</p> <p>施工管理</p> <p>工事完成</p>	<p>「要綱」については資料1 「運用」 資料2 「事業の進め方」 資料8 を参考。</p>	<p>○事業の要望提出時期はなるべく早い方がよい。特に年度当初。</p>
<p>担当課 課 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンサルタントの選定及び実施設設計調査団又は実施設設計専門家の派遣手続 	<p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p>	<p>「事業の進め方」備 者の(5) 「要綱」第4条</p>	<p>○事業の申請に当たって事業内事業費等について は、実施設計調査結果を 本館から送付し、そ れを参考として行う場 合が多い。</p>
<p>担当課 課 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外務省協議終了後、在外機関長からの事業実施申請書を基に事業費 権定 ○施工管理専門家派遣のためのコン サルタント選定と派遣手続 ○口上書を敦復、資金送付(赤 又 は 資 金 前 渡) 及び施工管理専門家 派遣 	<p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p> <p>業 課 課</p> <p>発 開 又 担</p>	<p>「事業の進め方」記 の2の(1)及び(2) 備考の(2)及び(4)</p>	<p>○事業の申請に当たって事業内事業費等について は、実施設計調査結果を 本館から送付し、そ れを参考として行う場 合が多い。</p>

昭和58年1月25日

関係部長殿

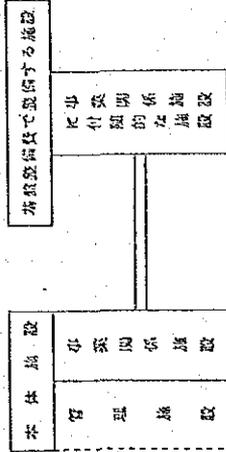
企画部長

プロジェクト事業整備実施要綱の運用のあり方について(通知)

昭和57年度において人口・家族計画師面力費(目)プロジェクト事業整備費が認められたことに伴い、「プロジェクト事業整備実施要綱」(昭和53年国保連第1号)の一般改正(昭和57年度国保連第31号)を行ったが、今回の改正により本事業整備費で建築物の建設を建設する場合の本プロジェクト事業整備実施要綱の運用にあたっては、下記の点につき十分留意されたい。

記

1. プロジェクト事業整備費により建築物を建設する場合には、原則として一事業あたり5,000万円を越えないものとする。
2. プロジェクト事業整備費による建築物の建設は、技術能力を円滑に確保するために必要な専門職の技術移転促進の技術拠点を必要とする建設又は技術普及に最低必要な施設であって、プロジェクト目的達成のために本体建設を補完し、より効果的な技術指導、普及活動を促進するための付随的な施設であるものに限定されるものであって、本来、本体建設に含まれるべき次の管理施設は含まないものとする。(下図参照)
- (1) 事務室(職員の管理、事務の管理等行政事務を扱う施設)
- (2) 会議室
- (3) 宿泊施設
- (4) その他管理施設に附帯する施設



ローカルコスト負担事業の進め方について

昭和55年2月1日
農林業計画調査部
農林業開発能力部
林業開発能力部

昭和54年11月8日付外務省経済協力局技術協力第2課「ローカルコスト負担事業に係る国際約束について(考え方と今後の対処方針)」に基づき、農林水産業協力に係るローカルコスト負担事業の円滑なる実施を図るため、下記の手順により当該事業をとり進めるものとする。

記

1. 対象となる事業
 - (1) モザイクインフラ整備事業
 - (2) パイロットインフラ整備事業
 - (3) 中規模技術者養成協力事業
2. 実施手順
 - (1) 外務省及びJICAの当該年度予算又は実施計画が確定した後、外務省は在外公館を通じてローカルコスト負担事業の実施について、相手国政府との間で口上型を交換する。
 - (2) 当該事業の実施がJICAと相手国実施機関との間の協力R/Dに明示されていない場合には事業の実施に支障を来さぬよう追加的R/Dの作成又は変更措置をとることとする(既に作成されているR/Dで認められる場合は本措置は不要)。
 - (3) プロジェクト事業整備実施要綱(最終改正昭和54年7月2日国保連第33号)及び中堅技術者養成協力事業実施要綱(昭和54年5月15日国保連第21号)に基づき海外事務所長(海外事務所長が存在しない国にあっては当該プロジェクト専門家)は総務に対してローカルコスト負担事業の申請を行う。申請にあたっては申請書に相手国実施機関の要領書(の対応となる事業計画書(工事内容を内定するものにあたっては工事設計書)の概算経費見積書及び(4)その他総務が必要と認める書類を添付する。

- (1) 以上のごとく外務省が在外公館を通じて口上書の交換を行い、従来どおりJICAが実施に関する手続を行う。両部の手続の開始は平成又は実施計画確定後、同時に進められることとなるが、両者は分離された行為であって、並行的に進められるものである。
- (2) 同一国に2件以上の予算が認められた場合でも、1件毎に国際約束が行われる。なお、中蔵技術協定案件の様に支出が多年度に亘るものについては、口上書の交換は会計年度毎に当該会計年度の支出について行われる。
- (3) JICAは手続完了後、海外事務所が関係工事の契約主体となって発注又は委託することとなるが、工事の契約にあたっては前記口上書の交換が完了していなければならない。
- (4) 当該事業について並行措置を講じたプロジェクトは2か年度に亘って実施することとなるが、工事の契約を前年度に締結している場合は、翌年度に当該工事に関する口上書の交換は行わない。
- (5) 追加的R/Dの作成又は変更措置はJICA本部にて関係機関との協議を経て案を作成する。海外事務所或(海外事務所が存在しない国)においては当該プロジェクト(案)は追加又は変更R/D案に該当する。手順実施段階と並行のうえR/Dを締結する。
- (6) 上記の措置は昭和54年度年度から適用する。

(参考資料-1)

(プロジェクト基礎整備費の概説)

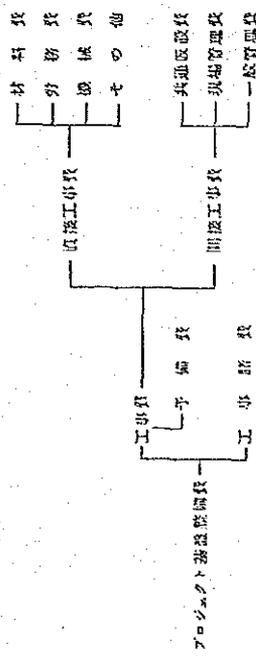
契約の作成過程において関係者間で意見交換された内容およびこれまでのモデムインフラ整備事業の取組経験を踏襲し今後の当該事業の実施に資するため同契約の解説を付け加えておく。

(1) プロジェクト基礎整備費

第2条中、「プロジェクト基礎整備費は、モデムインフラストラクチャ―整備……工事費及び工事諸費をいう。」とあるように、プロジェクト基礎整備費は2年度から実施しているモデムインフラ整備とパイロティンフラ整備の2事業を対象としており、プロジェクト基礎整備費は各事業の実施に当たって必要とする工事費及び工事諸費から構成されている。

改正前の「モデムインフラ整備実施要綱」においては「…整備に係る費用をいう。」とされ、費用の内容は具体的に示されていない。改定中のモデムインフラ整備工事のほとんどがJICAの会計費を発生する請負工事であったこと及び54年度から実施予定のパイロティンフラ整備工事も請負工事を前提としていること、JICA事務所所長(又は会田役)が工事発注に当たって要する諸経費がこれまでに通知していたこと、又、プロジェクト基礎整備事業を推進協力がによる工種と明確に区分する必要も多かったことから、「工事費及び工事諸費」に改定された。

要綱というプロジェクト基礎整備費は、その構成を例示すれば次のとおりである。



要綱でいう工事費とは、請負業者が工事の実施に当たって必要とする経費が含まれている。

又、工事諸費はJICA事務所所長(JICA事務所の存続しない限りには委任された会社)が工事発注するにあたって必要となる工事設計費、仕様書及び契約書の作成及び施工監理に要する経費であった。これには(1)個人入札、(2)調査費、(3)資料作成費、(4)運送原資、(5)調査、(6)その他(印刷料等)が含まれる。

(2) モデムインフラ整備事業の定義

要綱第2条第2項中に「モデムインフラストラクチャ―整備とは…モデム的な通信をなすインフラストラクチャ―であって、試験会場、試験機、画面、化整等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設の整備をいう。」とあり、ここでいう「等」とは旧要綱(案)段階で具体的に「訓練会場、展示会場、音響、探検機、演示放映機、演示機、発熱試験機等」と表現されていたものが、とりまよ整理の上「等」と一括されたものであり、これらの具体的な項目は少なくともモデムインフラ整備事業の対象に含まれていると解釈して差しつかえない。

また「必要最少限の附帯施設」とは、連絡道路、導水路、堤防、貯水池、取水施設等が含まれているが、ポンプ場上屋等、特に不可欠と認められる場合は、建物も含まれる。

(3) パイロティンフラ整備事業の定義

要綱第2条第3項には「パイロティンフラストラクチャ―整備とは、…プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域住民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャ―であって、園地の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖、飼育施設の整備及び造成並びにこれらに関する附帯施設の整備をいう。」とある。

モデムインフラ整備事業が試験会場等を整備造成し、派遣専門家が改良技術の試験、展示、演示等を通してワークショップの開催等を行う場を提供するものであるのに対して、パイロティンフラ整備事業は試験会場等を通じて適用性の確認された改良技術を地域の住民等への普及及び定着させるための場を整備・造成しようとするものである。従って整備地区の取り方は、技術の普及、定着を考慮した、ある広がりをもつことが望ましく、例えば村営共同仕とか、1つの普及組織とか生涯学習センター等が考えられる。

また「附帯施設」とは前述(2)モデムインフラ整備事業の定義に示されている考え方によるものとする。

(4) 事業の採択要件

要綱第3条要件(4)は「相手国政府又はそれに準ずるものからの要請があるものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することができ困難であると認められること」とあり、相手国政府のプロジェクト責任者から当該事業の採択について事前了解及び財政上の事情による事業回への経費負担の要請をその内容に含む要請書(要綱第4条第3項の申請書の添付書類の一部となる)の提出を要しなければならないこととしている。

要件(5)に関しては、モデムインフラ整備事業の場合は、原則としてプロジェクト発起別にパイロティンフラ整備事業の場合は、モデムインフラ整備事業発起又はプロジェクト発

是故本格的な協力依頼あるいはそれへの移行期に実施することとしている。

要件の把握については、モディインフラ整備事業の場合には、本格的な協力に先行し、カクタンパートの完成及び別荘の場となり得る細股を日本側にローカルコストの100%負担（但し、用地取得費は除く）によって、整備することを前提としている。パイロットインフラ整備事業の場合には、日本側によるローカルコストの一部負担及び建設専門家の技術指導によって普及活動の場となる細股の整備・造成を行うこととしており、実施にあたっては相手国実施期間の積極的な協力を得るものとしている。相手国実施期間の協力内容については、具体的な形ではないが、JICAが所管業務の企画を担い、相手国実施期間も負担をすべきこととしている。

負担率等については特に定めてなく、ケース・バイ・ケースで別途定めるを得ないが、方法としては整備内容、JICA及び相手国実施期間の予算原状状況等によって貸付制、工種別、区域別等が考えられるが、工事の原価を基礎とするような方式は避けるべきである。

(5) 事業の申請

要請第4条第1項において「モディインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業（以下「整備事業」という。）の申請は、海外事務所長（海外事務所が存在しない場合には当該プロジェクトの専門家、……）が行うものとする。」とあるが、ここでいう当該プロジェクトの専門家とは、要請第5条の会計監事等に委任される者と同一人であることを前提としており、当該専門家の承認等の手続については第6条の解説を参照されたい。

(6) 事業の決定

総裁は海外事務所長等から申請のあった事業について申請の内容が第9条の要件(1)～(3)の各号に該当するか否かを審査したうえで事業の決定及び支出予算額と予算の範囲内で決定する。決定及び決定にあたっては事前に事業担当部長は事業担当部長を招き、実施計画書（案）を作成し、外務省と協議を行う。

事業担当部長は海外事務所長等に列して事業の決定及び予算額を通知するとともに海外事務所長等に代って送金に係る手続を行う。

(7) 支出及び会計事務処理

要請第6条第1項に規定されているように、当該整備事業は我が国整備事業に列し承認又は会計後に対し前送資金として支給され、契約用金等によって当該整備事業に係る工事請負契約の締結、監督費及び契約金額の支払い等が行われることとなっている。

したがって契約用金等が当該整備事業の執行責任者ということができる。

派遣専門員が会計後の業務を委任する場合には当該プロジェクト・リーダーと協議するとともに委任予定者の同意を得ることは勿論のこと、当該委任予定者の所属先の意向を斟酌し、慎重に行わなければならないとしている。

特にこの会計後の委任に関しては、政府作成段階において既述の各及び専任監事等と協議した際、重要事項として協議した経緯もあり、この点十分留意する必要がある。例えば、専門家の所属先等の意見として「本来、派遣専門員とは後掲指針の任を委譲された者であり、当然専任員自身が行うべき会計後の任を委譲されるべき者ではない」との根本的な考え方があることをここで付け加えておく。

(8) 契約担当役等の業務の一部委任

前項(7)にて記述した通り、当該整備事業に係る契約担当役等の業務には、示達又は前記資金の管理、工事請負契約の締結、工事の監督及び検査、並びに契約金額の支払い等があるが、これら契約担当役等の業務の一部についてはのみ当該プロジェクト専門員に委任する場合を要請第7条第2項で規定している。例えば、当該整備事業の施工場所（当該プロジェクト実施地域）が海外事務所所在地と異しく遠隔である場合であり、かつ、時に総裁が必要と認めた場合については主として当該プロジェクト実施地域で行われる工事の監督及び検査等の業務を当該プロジェクト専門員に委任することができる。

勿論この場合においても、前項(7)契約担当役等の業務の全部を委任する場合と同様に「会計後の業務の委任を受ける者」の委任に係る手続を行うことになる。

(9) 役員員の派遣

要請第8条中の「……総裁は必要と認められる場合、各役員をして、期間を限って会計監事に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わせしめ……ることができるものとする。」とは、海外事務所が設置されていない国、又は海外事務所が設置されているが、専任員が不在である場合等であり、かつ、他に会計後の業務を委任すべき適当な者が存在しない場合については、事業団は、事業団役員を当該整備事業の実施期間の全部又は一部期間に就けて、会計後として現地に派遣することができる旨、規定されているものであり、特に必要と認められる場合はこのように役員員の派遣により一連の会計後の業務が遂行されるよう規定されているものの、「期間を限って……、契約行為等を行わせしめ」と強調されているように、一般的には契約終了後は完了後並ぶに契約金額の支払い時等、必要により一時的な派遣される。

- (4) 執行承認（外務省→事案団）
外務省は監理組織を事案団に指示する。
- (5) 事業認定（事案団→事案部長）
事業主管部長は外務省との監理結果を受けて事業認定を行う。
- (6) 実施方針の通知及び決定額の送金（事業主管部長）
事業主管部長は所外事務所長等に対し、工事内容及び工事金額の通知を行うとともに海外契約担当者及び会計役を代って実行計画書及び前年度金通知申請書とそれらに添付及び契約担当者から提出する。実行計画書を受け承認後は海外契約担当者に対し実施計画書を承認し、一方、前年度金通知申請書を受けた本部契約担当者は、海外会計役に対し前年度金を通知する。
- (7) 工事の発注（契約担当者）
事業主管部長からの工事内容及び支給額の通知を受けて、契約担当等は工事請負契約書（案）、工事仕様書、設計図書、取付金契約に必要となる書類の作成を、派遣専門家の協力を得て行うとともに、相手国政府機関等と協議の上、契約予定業者の選定を行った上、契約説明、入札、契約予定業者との契約金額等に関する協議を経て、工事請負契約の締結を行い、工事に着手する。
なお、工事の発注に当たり、契約担当役等の業務の一部である工事の監査及び検査等の業務を派遣専門家に委任。あるいは、当該業務に係る契約担当役等の補助者を派遣専門家に（別途、短期専門家を派遣する場合も含む）に委任する必要がある場合、契約担当役等は所定の手続を行うこととする。
- (8) 工事の完了及び報告（契約担当者）
工事請負業者から工事の完了報告を受けると、契約担当役等は速かに当該工事の検査を行い、契約書、仕様書及び設計図書に基づき、工事の出来高を算定の上、工事請負業者に契約金額の支払いを行うとともに、検査結果を作成し、完了報告書と併せて事案団（前者は契約担当者、後者は総務）に提出する。

80 契約担当者等の補助者の任命（または委任）
関係部8系中の「専門家を派遣し当該業務に就く」の事項の管理、監督、検査等にもあわせて契約担当者等の補助を要することとなる。これは、契約担当者（原則として海外事務所長、あるいは、前項(1)または(2)によりその業務を担当プロジェクト専門家に委任される場合も含む）が契約担当者等の業務の全てを遂行するのが困難と判断され、かつ、当該プロジェクト専門家に契約担当者等の業務の一部委任あるいは、契約担当者等の業務の補助を要することとなる場合、当該業務の遂行に当たり、契約担当者等の補助できる能力を有する専門家を（通常、短期専門家を）別途派遣することができる。
具体例としては、会計業務は海外事務所長が行うが、当該プロジェクト専門家に、現地で行われるべき工事の監査及び検査等、施工管理上の建築と技術を要求される業務に対応できる者がいないとき、施工監理専門家を当該プロジェクトに派遣する場合は、施工監理等の技術提供に際し、コンサルタント等との間で契約を締結する場合には、その旨契約書に記載する。
他方、当該プロジェクトに契約調査員等、経理事務等の遂行に必要な専門家を派遣されないため、事業調査員を当該業務の業務期間に限って、契約担当者等の補助者（主として経理事務面の補助）として派遣することも考えられ、この場合は総務の任命により行うこととなる。

「監査員及び検査員の任命について」（昭和55年6月17日通達（経）第32号）

- 3) 発 給 手 帳
要綱等をもとに発給の手続をまとめると以下のとおりとなる。
- (1) 申請書の提出（海外事務所長第一事案団総務）
海外事務所長等は、申請書作成要領に基づき、申請書の作成を行う。ただし、申請書附帯書類として工事設計書、経費概算見積書等を添付することになっており、これらの書類の作成は派遣専門家の協力により行う。
なお、海外事務所が存在しない国にあっては、申請書の提出と同時に会計役の業務の委任申請書と派遣専門家を事業主管部長に行い、事業主管部長は検附の上、会計役の業務を委任する者に対して、総務による受領状の交付を行う。
- (2) 申請書の審査及び承認計画書の作成（事業主管部長）
受理した申請書を、要綱等との照合の上、審査し、予行額の範囲内で実施計画書（案）を作成する。
- (3) 実施協議（事業団→外務省）
実施計画書（案）に基づき、外務省と協議する。

4) 国際約束

(1) 附随事項 (R/D) の追加又は修正

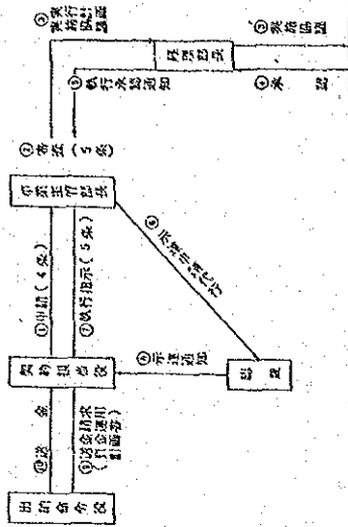
プロジェクト基礎整備事業の承認が R/D に記載されている場合には R/D の追加は不
必要であるが、R/D 更新時、その承認が明記されていない場合は当該事業の開始に先立っ
て、海外事務所長(海外事務所のない国)においては当該プロジェクトのリーダー)は相手
国発給機関の長又は当該プロジェクトの責任者と協議のうえ R/D の追加又は修正をする。
なお追加又は修正 R/D 案については JICA 本部にて関係機関との協議を経て作成す
ることとしている。

(2) 口上書交換

結果で述べたとおり、プロジェクト基礎整備事業の承認に先立って、相手国との間で口
上書による国際約束の締結が必要である。

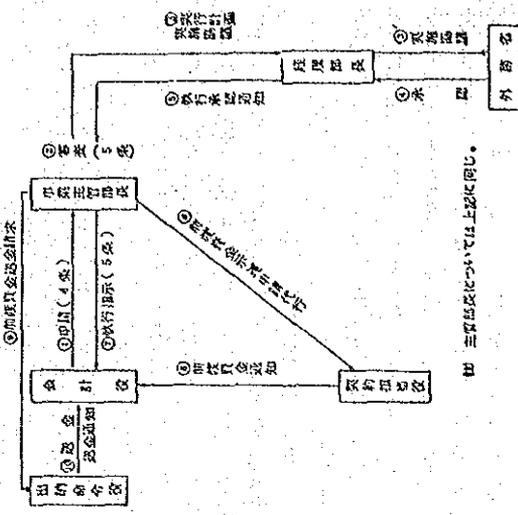
口上書の交換は在外公館と相手国外務省との間で行うものであるが、プロジェクト基礎
整備事業の承認申請確定後手続が進められる。JICA が相手国において当該事業の工事
を実施するにあたっては口上書の交換が完了していなければならないため、口上書交換に
要する期間を勘案して、当該事業の円滑なる実施を図るようこれらの必要手続は前記にす
ずめておくことが重要である。

プロジェクト基礎整備事業の経理体制フローチャート
海外事務所長が契約担当の場合



註: 事業計画単位とは企業プロジェクトにあっては負債項目が部別、林業及び外資系プロジェクトにあっては事業外債同部別で管理することである。

海外事務所長等が会計役の場合



註: 三事出戻については上記に同じ。

プロジェクト名	工 事 名 (内 容)	金 額	注 意 事 項
フィリピンホームレス救済計画 (モデルインフラ)	被災避難場所等の整備 (カハイ地区)	21,400 千円	本プロジェクトの専門家及び関係者の行う試験、研究、試験のためのモデル環境及びその水処理施設の整備をサブセンターのあるカハイ地区で行う。 1. 埋設管線 7ha 2. 水処理プラ 鋼鉄 47m 3. 排水設備 一式 4. 排水管 350m
エジプト米作模範化計画 (モデルインフラ)	モデル除塩用排水施設の整備 (第1期)	28,000	米作模範化の実施以後を行うイートエルディバのパイロット実施区域において、かんがい水路施設の排水能力不足等のために生じた強塩化土壌の発生を抑制するため、水処理施設を含めた除塩用排水施設の整備を行う。 1. 排水用管路 1200m 2. 排水設備 一式 3. 水質検査設備 一式
タイ東北自然回復計画 (モデルインフラ)	被災回復の整備	25,000	本プロジェクトの研究協力活動の拠点となるコンケン自然回復センターの付設設備として、かんがい施設、排水施設、ライフライン等を有するモデル環境施設整備の整備を行う。 1. 畑地整備 2.2ha 2. 用水路工 1,600m 3. 排水路工 2,300m 4. 水処理施設、排水管、ポンプ、配管等 一式 5. 畑地付帯施設 一式
パラグアイ農業開発改善計画 (モデルインフラ)	灌漑設備の整備	24,500	本プロジェクトの活動の拠点の一つであり、灌漑の老朽化が著しいパラグアイ灌漑設備において、人工設備及び自然の協力決定調査等を行うモデル灌漑施設の整備を行う。 1. 設備工 L=21,000m 2. 排水用管路 ポンプ、貯水池、配管(2,300m)等一式 3. コーラル工 土留設備(1,440cf)、セロプラット 牛舎建設等 一式
フィリピンバナグバンタン自然回復計画 (モデルインフラ)	モデル集中管理施設の造成	21,300	自然回復の進展に伴い、小規模分散型施設から中規模集中管理型施設に移行するためのモデル的集中管理施設の造成を行う。 1. 道路造成 5ha 2. 付帯施設整備 一式
インドネシア南スマタラ自然回復計画 (モデルインフラ)	山火予防システム施設の整備	26,832	本プロジェクトの森林保護活動の推進活動及び家畜放牧等のための草刈り入れによる延焼防止のためのモデル的防火防止システムの整備を行う。 1. 林道整備 1.3km、貯水池、監視塔等 2. 防火設備 8ha 3. 監視 5基 4. 燃料ロープ等 一式
南米パラグアイ自然回復計画非灌漑部 (モデルインフラ)	見本林等の設置	12,500	本プロジェクト活動の促進のための見本林、原木土壌、製材設備等の設置を行う。 1. 見本林造成 12ha 2. 原木土壌整備 1,000cf 3. 製材設備整備 240cf 4. 新設設備 3.3ha
フィジー水害復元計画 (モデルインフラ)	復元治水施設等の整備	20,000	本プロジェクト活動の中心であるナンアロウ農業の水害復元及び洪水時の危険の防止のための施設の整備を行う。 1. 排水設備 鋼鉄 1,440cf 2. 主要排水材フェンス設置 一式
南米パラグアイ自然回復計画新設施設 模範化センター (パイロットインフラ)	模範化センターの造成	60,000	自然回復センター (CEMA) の学生実習活動の進展及び自然回復の推進に貢献するため、自然回復センターの造成を行う。 1. 敷地造成 117ha 2. 道路工 4,000m 3. 排水路工 11,670m 4. 付帯施設 燃料庫、資材庫、管理棟等 一式
タイ沿岸灌漑計画 (パイロットインフラ)	灌漑施設の整備	82,500	本プロジェクト活動によって確立された農産物生産技術を地域農民へ普及・定着させるため、灌漑設備の整備が可能である、灌漑管理が容易な農産物の栽培、試験を行う。 1. 排水設備及び施設 一式 2. 排水設備 400cf 一式 3. 排水設備 500cf 一式 4. 排水路工 80m

昭和57年度プロジェクト推進型海浜地区地域整備

プロジェクト名 (モダリティ・インフラ)	工事名 (主要工事内容)	事業費 (千円)	工期	備考(中継出資)
1. インドネシア 作物販出計画	ジャバ/南ジャバ農産物 付属農産物加工 は島牧場 2,250 ha 川水路 1,710 m 排水路 1,950 m 農道 1,240 m 灌漑水渠 250 m その他 1式	27,000 (70,700千円)	58.3.24 ~58.8.10	ジャバ(ジャバ)農産物加工は、 全国30ヶ所へ設置予定のモ デルであり、かつプロジェクト +333補助の1つである。 本邦はこの農産物の流通をよ り一歩推進するためにその付 属は島を支援するものである。
2. インドネシア かんがい・排水センター計画	排水処理設備設置計画 工事 貯水池 250 m ² 排水溝 320 m ² 排水路 26 m ² 排水路 80 m ² 排水工 1式 その他 1式	25,000 (61,825千円)	57.9.22 ~58.1.25	本センターでの排水処理を より積極的に推進するために 必要な、排水処理設備の 整備を行う。
3. 2 1 森林研究調査計画	造樹、林道建設工事 ポット苗圃 6棟 排水路 1,480 m 水路 19基 林道 1,840 m	25,000 (2,291千円)	57.11.3 ~58.3.31	森林研究、調査等更に必要 な、約800haの森林林道 を推進するための新田・林道 建設の一部を支援する。
4. フィジー 水産資源計画	フエンス設置工事 (築目期工事) フエンス L=930 m H=4.9 m その他 1式	10,406 (55,883千円)	57.3.15 ~58.3.31	プロジェクト近郊の中心地 であるナンコロコロク農産物 を周囲の山水から保護するた めのフエンスを設置する。 本邦工事は軽便のモダリティ

プロジェクト名 (協力期間)	主要工事内容	事業費 (千円)	工期	備考(中継出資)
4件 (パイロット・インフラ)	1. エジプト 水田開発計画 1. エジプト 水田開発計画 2. 2 1 米産物生産計画	93,406 57,000 65,200千円 7,000千円 1,406千円 50,000 (4,420千円)	57.11.25 ~58.6.20 58.3.30 ~58.10.31	本件は軽便型農産物加工 センターモデルインフラ計画 の発展的発展、そのプロ ジェクト活動を拡大するため プロジェクトの中心地である 1. エジプト・モダリティが を支援する。 口産物生産計画センター でのプロジェクト活動の 拡大、全国にプロジェクト を拡大することを目指す。 このため全国9地区に センターの活動を拡大す る。本邦はそのうち4地区に 対する活動をパイロット別 に支援する。
2件		107,000		

昭和56年度 プロジェクト遂行整備事業

プロジェクト名 (担当期間)	工事名 主要工事内容	事業費 (千円)	工期	備考(申請理由等)
タイ カマサート大学研究協力計画 (55.4.10~60.4.9)	野菜種子生産現場整備 工事 農道 4,180 m 水渠施設 1式 排水路 2,590 m 排水路 790 m 用水路 排水路 2 ha	23,600 (21,127千円+α)	56.4.23 ~56.11.4	プロジェクトの野菜種子生産現場予定地に対して、用水渠等を整備し、現場整備を行う。
タイ カマサート大学研究協力計画 域化計画 (56.7.1~61.6.30)	土壌改良工事 土壌改良剤 3m ² 2液 肥料 1t 土 1式	14,000 (13,905千円+α)	56.12.26 ~57.3.24	プロジェクトの農業団体の野の試験施設としての土壌改良を行う。
インドネシア 中東技術者養成計画 (54.3.29~59.3.28)	チヘア地区試験施設 増設工事 農道 1,274 m 排水路改良 1,533 m 用水路改良 735 m	26,000 (27,500千円+α)	56.9.10 ~57.1.15	プロジェクトのチヘア地区チヘア地区試験施設増設を行う。
クワンニア カリマンジャロ農林開発計画 (53.9.13~57.9.12)	試験地整備 水渠施設 1式 用水路 1,910 m 排水路 1,410 m 農道 1,120 m 水田造成 2.4 ha 畑造成 7.2 ha (1993.5.5年度分益)	14,470 (14,470千円)	56.6.20 ~56.10.19	昨年年度の試験地整備工事23,180千円+α併せてプロジェクトの試験地整備を行う。
エジプト 米作増産計画 (56.8.18~61.8.17)	カリシ川沿岸試験地増設 渠工事 農道改良 849 m 排水路改良 645 m 用水路改良 384 m	5,000 (27,720千円+α)	57.3.25 ~57.5.22	プロジェクトの野菜試験地としてのカリシ川沿岸改良現場を必要最小限試験地の現場を有する現場に整備する。

プロジェクト名 (担当期間)	工事名 主要工事内容	事業費 (千円)	工期	備考(申請理由等)
フィジー 水産資源計画 (56.11.18~60.3.31)	築堤工事 396 ha 水産試験場水渠施設 排水路 1式 排水路 300 m 排水路 250 m 排水路施設 1式	24,940	57年度以降	57年度以降 ナンドロウロウ水産試験場の水源に水渠施設を共同に不十分であり、新たな水渠をレフ川から取水するための水渠施設工事を行う。
合計	6件	112,010		
(インドネシア) クワンニア カリマンジャロ農林開発計画 (53.9.13~57.9.12)	パイロットファーム 築堤工事 農道 5,040 m 用水路 4,160 m 排水路 6,000 m 水田造成 9 ha 畑造成 30 ha	59,500 (59,000千円)	56.10.23 ~57.3.23	トライアルファームで実施された試験地整備を周辺の農家へ普及するため、チマケレニ地区に約4.0 ha(全体9.0 ha)のパイロットファームを建設する。 農林関係の試験地(試験地等)を行い本試験地とした。
インドネシア 南スマトラ農林開発計画 (54.4.12~59.4.11)	パイロットインフラ 渠工事 林道 1式 セダール林 1式 パイロットインフラ 渠工事 林道 1式	55,295	57年度以降	試験地整備に伴ってパイロットインフラ整備のため、試験地440haのインフラ整備、及び40haのパイロットインフラ整備を行う。
合計	2件	114,895		

昭和55年度 プロジェクト 施設整備事業

プロジェクト名 (協力期間)	工 事 名 目 主要工事内容	事業費 (千円)	工 期	備 考 (申請理由等)
(モザン) バンブグアチン 農産普及計画 (50.3.14～58.10.12)	コイニチー・モン クー村農産増産工事 (3地区) 貯水機 3箇所 12畝区画 17.5ha 排水路 970m 排水路 580m	17,000 ()は補助費	56.10.15 ～56.1.31	
バウグアチ 農産普及計画 (54.3.16～59.3.15)	C.R.I.A.試験地及びC E.N.A.米型地帯増産工 事(2地区) (C.R.I.A.) 畑地改良 10ha 道路 3490m 貯水池100 ～50% 排水路14 (C.E.M.A.) 家 畜 10ha 道路 1270m	17,085 (8,000千円未満)	55.11.3 ～56.2.21	
インドネシア 中東農産増産計画 (54.3.29～59.3.28)	バタンカルク農産増産 センター農産増産工事 排水機 1式 排水路 400m 排水路 1075m 排水路 1711m 道路 1103m	17,000 (8,100千円未満)	56.10.22 ～57.3.10	
タンザニア キリマンジャロ農産増産計画 (53.9.13～59.9.12)	農産増産増産工事 排水機 1式 排水路 1910m 排水路 1410m 農 道 1120m 水田改良 74ha 畑地改良 72ha (5510.56年度分全)	23,180 (22720千円)	56.6.20 ～56.10.19	

プロジェクト名 協力期間	工 事 名 目 主要工事内容	事業費 (千円)	工 期	備 考 (申請理由等)
モザン キリマンジャロ農産増産計画 (46.11.20～57.11.6)	地下水かんがい施設整 備計画 (5地区) 出排水 4箇所 排水機 1箇所 排水路 5km 道路改良 1式	13,015 (549千円未満)	56.1.1 ～56.5.25	
ブラジル サンパウロ州農産増産計画 (54.11～56.3.31)	森林水文研究施設 灌漑試験施設 1区 地質調査試験施設 1区 水分収量試験施設 1区 その他関連施設	20,000 (8,074千 円未満)	56.3.1 ～57.1.29	
チリ 水産増産計画 (54.10.2～59.10.1)	水産増産工事 排水機 1区 養魚池 2区 養魚池土質 1棟 貯水池改良 1区	20,364 (3,552千円未満)	56.6.5 ～56.10.2	
合 計	7 件	127,644		
(ノイロアト) タイ バンコク農産増産計画 (52.4.8～57.4.7)	メタロン地区休耕地改良 工事 休耕地改良 200ha	52,000		
フィリピン パンタメンガン森林復元計画 (51.6.18～62.7.23) (5)	プロフォレストリー 森林復元工事 林地改良 127ha 林 道 5.6km 作業道 10km 防火監視塔 1塔 防火水筒 4塔 貯水池 1塔	53,000 (17,066千円未満)	56.10.10 ～57.1.29	
合 計	2 件			

(昭和52年度～昭和54年度) プロジェクト募集要項

年度	国名	プロジェクト名	工事名	至要工内内容	募集(千円)	備考
1 モデルインフラ整備事業						
52	タイ	かんがい農業開発	森林調査	65ha	25,000	新規
		カガヤン農業開発	調査	31ha	20,500	
		バンクワン森林造成	苗圃	44ha	20,000	
		バンクワン森林造成	苗圃	5ha	20,000	
		インドネシア	森林造成	4ha	20,000	
		バンブラデシ	森林造成	5ha	15,500	
		アラバシア	森林造成	4.6ha	19,000	
		小計			120,000	
53	タイ	かんがい農業開発	森林調査	47ha	26,500	
		アラバシア	森林調査	28ha	20,000	
		ワッピロン	森林造成	5ha	25,155	
		ビルマ	森林造成	2ha	22,000	
		インドネシア	森林造成	4ha	16,000	
		小計			119,255	
54	インドネシア	西スラウェシ農業開発	森林造成	36ha	26,500	
		マダガスカル	森林造成	1.1ha	15,658	
		インドネシア	森林造成	13.2ha	16,154	
			森林造成	10ha	20,200	
		パラグアイ	森林造成	1.5ha	20,962	
		小計			99,474	
		合計			329,729	
2 バイロケットインフラ整備事業						
54	タイ	かんがい農業開発	森林造成	50ha	44,000	
		小計			44,000	

応急対策事業

昭和50年3月20日
通 達 第 12 号

各 部 室 長

総 務 課

応急対策費の取扱いについて

農薬動力事業の円滑な実施を図るため、昭和49年度より農薬動力事業費に応急対策費が計上されたことにかんがみ、本経費の支出等に關し、必要な事項を下記のとおり定める。
なお、本通達は、かつて現地業務費の支給に關する基準（昭和47年建設協定第21号）に準ずることとする。

記

1. (定款) 応急対策費とは、農薬動力事業の運営に必要な経費のうち、和手調政府が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難な緊急を要する工事費で、別表に掲げる範囲に當てる経費をいう。
2. (申請) 現地業務費管理者(現地業務費の支給に關する基準(昭和47年建設協定第21号)第6条以下「基準」といふ。)第6条に規定する者をいう。以下同じ。)は応急対策費の支出につきも申請が認められるに必要な当該工事の設計書、経費概算見積書等の書類を添えて事業団に申請しなければならぬ。
3. (支給) 事業団は、現地業務費管理者の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認めらるる経費を支給する。
経費は、基準第6条に規定する銀行口座に送金するものとする。
4. (実施) 現地業務費管理者は、工事を実施しようとするときは、事前に和手調政府の当該農薬動力事業の責任者の承認書を取付けなければならない。
工事の実施に当たっては、契約の締結等必要な手続をとり、支出の適正を図るとともに、当該工事の実施設計書、工事施行に係る契約書、経費の支出を示す証拠書類等を保管するものとす。
5. (会計事務処理) 応急対策費の会計事務の取扱いは次の各号の定めるところによる。

- (1) 経費 現地業務費管理者は、基準別振替式第1の例による振替を済し、その差引払いを、明らかにしてふかすなければならない。
- (2) 受け払い報告 現地業務費管理者は基準別振替式第2の例による報告書を作成し、当該工事の終了後(工事が翌年度以降におつた場合は、当該事業年度末)証拠書類を提出し、事業団に報告しなければならない。
- (3) 会計事務の引継ぎ 現地業務費管理者は、業務の交替がある場合は、基準第8条第4号の規定の例により、後任者に引き継がなければならない。
- (4) 積算 現地業務費管理者は、支給された応急対策費に残余を生じたときは、速やかに返納しなければならない。

附 則

応急対策費の取扱いについて(昭和49年建設第14号)は、廃止する。

別 表

支出費目	代 目	解 説
応急対策費	現地における農薬動力事業の運営に必要な圍場、道路、かんがい排水施設及びその他の事業に附帯する施設の緊急な復旧等を図るための工事に要する経費を整理する。	
	(1) 復旧の補修及び防止工事に要する経費を整理する。	
	(2) 農薬動力事業の進行監督要区を除去するための臨時の工事(区政水路工事等)に要する経費を整理する。	
	(3) 器材の防護のために必要な工事に要する経費を整理する。	

添付図面形式

I 位置図 (サイズは随意)

〇〇〇〇〇〇 応急対策工事位置図



当該国でのプロジェクトの位置

プロジェクトの活動場所の概要図を示し、その中で、工事の位置をできるだけ具体的に示す。

II 設計図 (サイズは随意)

〇〇〇〇〇〇 応急対策工事設計図

様式は特に定めていないが、工事の実施箇所、内容ができるだけ明確な図面を作成すること。

その他添付資料

(工事予定地の写真等があれば望ましい)

当り単価表

— 金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

当り単価表

— 金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

参考資料-1

昭和59年度森林林協力費緊急対策事業概算

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	理由
フィリピンパンパングン作業 試験	オーバーフロー 2か所 L=15m コルゲートパイプ設置 6か所 L=16m	2,283 千円	本プロジェクト事業の進捗地の現地化に伴い、日本産産物の輸送を高める必要が生じているが、現行式パイプでは通水能力及び管理保守等に必要とされるコストを著しく増加しているため、本プロジェクトを通年作業とするものである。
チリ水産試験	排水戸(深さ6.9m、直径1m、 排水量20m) 1本	2,177	本プロジェクトのコペイケム化地区におけるシロアゲ及びサクラヤスのふ化に排水用水を利用しているが、ふ化の時期が延長になり、水量が増く腐敗の発生を引き起すとの著しい懸念を示している。このため排水かつ清浄な地下水を供給することにより対策する必要が生じた。
インドネシア浅海試験	ブロック型工事(1.5m×5.43m) 有孔型工事(0.5m×5.43m) 各一式	2,238	本プロジェクトのボジョボジョ試験場高さ3mのフェンスを設置することにより防犯者による被害防止、防犯等の確保を図る。
ホンジュラス農業開発センター	乾草用機械 1台 120d	2,084	本プロジェクトにおいて、モデルインフラ整備として建設した畑作区画を先行区画として使用し、トラクター、田、育苗等の生産実習が行われているが収穫後の乾草用、飼料用等の機械がないため利用しにくく困難をきたしている。
ホンジュラス農業開発センター	排水路工 延長1,590m 排水路工 70d	2,476	本プロジェクトの農業開発センター区内に地下水が湧出し、日に農業開発センターは常に高水位にあり近々発生する危険が進行できない状態である。このため排水路の設置並びに排水路の掘削を必要とした。
タイ本産産物試験場	ラテライト舗装工 延長 1,300m アスファルト舗装工 延長 590m	2,300	モデルインフラ整備により建設された道路のうち一部はラテライト舗装のため荷重耐力の不足が著しく道路陥没等が頻りに発生をきたしており、特に雨期による陥没、道路の閉鎖を招くため緊急にラテライト舗装を行う必要が生じた。又、建設から用までの経過は使用の不便さからラテライト舗装をより堅固にする必要があること、自給道路の建設・改良が直ちに実施されるべきであるが、プロジェクトの閉鎖が影響を及ぼしているためアスファルト舗装を行う必要が生じた。
フィリピンホセ・マルコ農業試験場	田圃排水工事 延長 100m 水質試験工事 延長 400m	750 千円	試験フィリピンを築いた台地より洪水が生じやすいため排水設備を整備してホセ・マルコ農業試験場が水害にさらされ、田圃排水材料の削減水害への流出が頻りに、かつ一部田圃の浸水が頻りに、農作物が被害を受ける。このため上記田圃の排水工事を行う必要が生じた。
インドネシアスマタラ森林試験場	コンクリート排水工 302d 水道配管工 延長 47m	1,939	日本橋より供与された排水の管理、保守管理はプロジェクトの閉鎖を運営上必要不可欠なものであるが、本プロジェクトの管理区画に於いては閉鎖・整備が滞り込む多量の雨、ほかにより閉鎖・整備、部品の修理が十分に行えない等プロジェクト運営に支障をきたしている。このため本管理区画に供与する排水にコンクリート床を建設し、上記閉鎖整備を除去するものとする。
インドネシアカンガリ排水試験場 新センター	排水工 60m×71.5m 排水路工 100m 道路工 244m 排水工 140m 道路工事 1機 8m×4m 排水工 一式	2,500	本プロジェクトにおいては排水工に係る計画が可能なためであるが、現在のグラウンドは排水設備、道路等が不足している必要設備が不足であり、高水位の排水不足で試験場として十分な機能を果たさない。このため排水、排水設備等を行い、プロジェクト活動の円滑な推進を図る。
ビルマ中央農業開発センター	ベントナイト 投入面積 2.2ha	1,584	田圃排水設備として建設されたブロック田圃は原状がゴムであり、砂土であったため田圃の排水能力が小さく(水田として利用する場合に問題を生じている。このためベントナイトの投入により排水能力の改善を図る必要が生じた。
インドネシア浅海試験	コンクリートタンク 1基 (容量 100トン) 投入容量 123トン	1,591	蓄積材料であるアケアの試験日本プロジェクト活動の重要項目の一つであるが、蓄積の水質が小さいため(蓄積する設備を改良し、蓄積量を高めることができずプロジェクト運営に著しく支障をきたしている。このため大型タンクの設置が必要となった。
パラグアイ農業試験場 (CRIA)	① 電気配管工 延長 27m ガス配管工 31m 水道 37m 試験台設置 1か所 ② 排水路工 4×3m 排水路設置 1か所 ③ 換気ファン、換気扇 一式	1,463 千円	プロジェクト活動の進展に伴い実験設備が増加し、衛生管理対策が実施されているため化学分析と物理測定を目的に行っているため利用効率が極めて低い。又、ガスボンベが試験室内に置かれているため危険性が大きい。このため化学分析と物理測定の実験室を区分し、ガスボンベを室外に設置する。②田圃排水設備に於いては蓄積設備の増設・改良等の実施を行っているが、現在の構造では排水による汚染の可能性が極めて高い。このため汚染防止かつ室内空気の状態を高めるための換気設備の設置を行う。③天候・衛生管理対策に於いては排水設備と排水用予備設備を使用するため必要に応じてガス設備の改良を行う。

昭和57年度農林水産省農林水産部農林水産総合政策課農林水産総合政策課

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	農工理由
1. 1 かんがい口工開設計画	高水橋設置工事 石製水橋(スカーフ架) 長さ 10.5m 橋上高 8m	千円 577	アロンパイロット地区1地区の分水はポンプ利用によるものであるが、渠征、ポンプは故障し水不能となっている。緊急にこの故障を排除するとともに高水橋を設置する。
2. 1 バンガラダシ 農林研究能力計画	ポンプ・カナル施設 工事 ポンプハウス 2棟 (平屋 3.7m×2) 附属施設一式	2,434	ロンブアルム支線(420ha)では灌漑時の記録を改善する計画に供し、用水ポンプを56年度に設置したが、設置の急いがあるためポンプハウスを設置する。
3. 1 農林研究能力計画	電気設備施設 内線工事 1式 電気配線工事 1式	1,970	56年度計画で(電気設備)追加購入の記録は58年度までであるため、研究系を総合的に改定し設置する。
4. 1 バンカインガン農林水産総合政策課	1) 森林保全研修センター用水供給設備設置工事 ポンプ架付工事 1式 内線工事 1,090m その他一式	2,421	単体の集中集水(9月)及びアンテナ塔(11月)により森林保全研究所の用水供給設備が右前により断水するとともに前年度の電気事故からポンプに至る電線が断断したため用水供給設備を緊急に設置する。
5. 1 カガヤン農林研究計画	2) 灌漑設備工事 コンクリート架 12m 観音石 2m×10cm	720	同上の集中集水等により、非用附近の施設が崩壊したため、土崩れ等によって復旧されたポンプ本体に架設及び架設がある。
	小計	3,141	このため、用器別に設置工事を実施する。
	計	2,405	アロンパイロットセンター(ARC)地区の分水はカガヤン川から取水しているが、多量の土砂を含有し

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	農工理由
	貯水池 3m×3.5m×3m 排水池 3m×5m×1.5m	千円	ているため排水パイプに漏水現象を生じている。 このため貯水タンクを改良するとともに排水池を貯水工事を取り除く。
6. 1 農林研究能力計画	高水橋用高水橋設置工事 木造高水橋 (床面積 160㎡) その他一式	2,500	昭和56年度計画として、ブロードー、フアムトクラー、などの高水橋を供したが、現地にこれらを敷設する施設の不足が原因のため高水橋の設置防止及び改善のための緊急工事を実施する。
7. 1 農林研究能力計画	小動物用施設設置工事 鶏舎 2m×3m×1.5m その他一式	566	現在使用している施設がほぼ満杯となり、利用困難となっている。このため緊急的に簡易施設を設置する。
8. 1 バンガラダシ 農林研究能力計画	かんがい用水池水塔設置工事 貯水池 97m×40m 水塔 500m その他一式	4,990	昭和55年、56年の異常干ばつにより土壌に多数のヒトコブを生じ、更に野火及びカニの害害により無数の穴があき、貯水池及び水塔の漏水の心配となっている。 このため、漏水防止工事を緊急的に実施する。
9. 1 農林研究能力計画	農林研究能力計画 外架	1,905	プロジェクト用に農林水産省が現在しているため、使用済みを廃止して関係する必要が生じている。 このため、現在の動物施設以外を廃止し緊急に実施するものである。
10. 1 バンガラダシ 農林研究能力計画	レンズリガリ設備 排水設備工事 倉庫	1,920	山崎農家の家庭用であるレンズリガリに設置されていた設備が昨年台風により壊されたため、レンズリガリから現場への搬送は多量の土砂を

プロジェクト名	工事名(内容)	数量	施工理由
15. フィリピン パンクバンガン森林保護 計画	用水供給施設工事 井戸掘削 井戸構築 その他	1箇所 1箇所 1式	掘削を行うまでの間に急激に湧き出す 水を収集する。 プロジェクト活動の進展に伴って、 虫類の繁殖(40匹)の増加、森林 での苗木生産のための用水が不足し、 森林火災と多大な被害を及ぼしてい る。 このため森林保護の活動と新たに井 戸掘削を行う。
16. パラグアイ ロカシヨウ	2. 給水施設補助工事 貯水池建設 汲水ポンプ 汲水ポンプ 汲水ポンプ	1式 1式 1式	プロジェクトの中心であるCEJAの 員数は我が国の援助協力により増進 見直し、本格的な協力が行われ始めた が、貯水池の建設は依然として困難 であり、給水ポンプの設置も依然として 困難である。このため、貯水池の建設 と併せて、給水ポンプの設置も併せて 行うこととした。
17. イ ミナモト	1) 湧き出し防止工事 取水溝 2) 湧き出し防止工事 取水溝	320m 200m	本年度実施したモニタリングに山岳部 から湧き出し防止の効果が認められ るため、山岳部の湧き出し防止工 事を実施する。 山岳部の湧き出し防止工事を 実施する。 山岳部の湧き出し防止工事を 実施する。 山岳部の湧き出し防止工事を 実施する。
小計		4,557	

プロジェクト名	工事名(内容)	数量	施工理由
11. インドネシア 森林保護計画	用水供給施設工事 貯水池建設 汲水ポンプ 汲水ポンプ	400m 83箇所 1式	出水量が増えている。 このため事業により再掘削、集水 所、貯水池の建設計画及び森林保護 計画の策定として活用する。
12. ノルウェー 森林保護センター 協力計画	給水施設補助工事 取水ポンプ 取水ポンプ 取水ポンプ その他	101 540m 1式	貯水池56箇所建設計画であるが、 森林は、本件プロジェクトによって、 その被害もいえる。 しかしながら、ノルウェーの森林は、 その被害に悩まされ、森林火災も 発生している。このため、森林火災 の予防と森林火災の撲滅を行うこと とした。
13. ブラジル 森林保護センター 協力計画	給水施設補助工事 取水ポンプ 取水ポンプ 取水ポンプ その他	6,000m 1箇所 5箇所	貯水池56箇所建設計画であるが、 森林は、本件プロジェクトによって、 その被害もいえる。 しかしながら、ノルウェーの森林は、 その被害に悩まされ、森林火災も 発生している。このため、森林火災 の予防と森林火災の撲滅を行うこと とした。
14. インドネシア 森林保護計画	給水施設補助工事 取水ポンプ	210m	プロジェクトの中心は、ポイント の建設であるが、森林火災の発生 防止と森林火災の撲滅を目的として いる。 森林火災の撲滅を目的として いる。

4. 昭和57年度農業開発能力事業費応急対応事業概要

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	施工理由
1. バラグアイ アスレション 中央御池市増設設計画	供字機材施設工事 倉庫(1棟) 508㎡	千円 2,861	本件プロジェクト活動の遂行に際し、我が国から供与された御座機を中心とする設備が不足している。相手国は本年度的な御座機の増設を中心に手直し当てを行って居るため急期建設は六のの設備を確保する。
合 計	1件	2,861	

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	施工理由
18. タイ 家畜衛生施設計画	1) 牛舎改修工事 牛舎改修 96㎡	千円 966	タイ国内の豚の口蹄疫は、感染はO型だけでなく、A型、ブクA1型も流行し始めている。このため緊急にこれらのワクチン接種を行う必要が生じ、牛舎を改修利用することとし、これに要する経費を緊急対応で行う。
	2) 疫病監視施設 疫病監視 1式	214	動物は群を付った後の汚染動物の検出に伴い、これらの監視に必要な汚染動物検出器を設置する。
	小 計	1,200	
19. エジプト 米作増産化計画	田圃開墾工事 灌漑工事 1,065㎡	2,413	エート・エール・タイは輸出以外の食糧増産(20710)は専ら土にて確保するため田圃開墾(田圃)開墾計画は不況となるので、緊急開墾を行い増産する。
合 計	22件	41,117	(参考) 昭和57年度予算 50,210

対外技術協力事業の経費内訳表(55~59年度)

(昭和E)

プロジェクト名	54年度まで		55年度		56年度		57年度		58年度		59年度	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. ヒルマ中央農業開発訓練センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. インドネシア農業研究	3	4,360	0	0	0	0	1	2,276	0	0	0	0
3. インドネシア農業中堅技術者養成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. インドネシア農業開発リモートセンシング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. インドネシア作物保護	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5,000	0	0
6. インドネシアかんがい排水センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,500
7. 韓国農業気象災害研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. マレーシア水管理訓練	1	4,000	1	750	1	4,664	0	0	0	0	0	0
9. ネパールジャナカプー農業開発	10	14,264	1	2,950	0	0	1	1,620	0	0	0	0
10. フィリピンボホール農業開発	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,350	1	750
11. タイかんがい農業開発	1	2,300	4	7,574	4	7,061	1	577	0	0	0	0
12. タイ国立農学研究所	0	0	0	0	1	520	1	1,670	1	1,280	0	0
13. タイ東北タイ農業開発研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. エジプト稲作機械化	0	0	0	0	0	0	1	2,413	0	0	0	0
15. タンザニアキリマジャロ農業開発	3	3,990	0	0	0	0	1	4,024	1	2,302	0	0
16. ブラジル農業研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. ブラジルリベイラ農業開発	8	7,655	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18. ホンジュラス農業開発新移センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19. パラグアイ農業開発	0	0	0	0	0	0	1	1,419	3	4,843	1	1,451
20. バングラデッシュ農業大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21. インドネシア食糧作物開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22. タイ農協振興	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23. タイかんがい技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24. フィジー稲作栽培	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施中プロジェクト計	24	36,589	6	10,674	6	12,245	7	14,298	9	18,361	7	13,640
完了プロジェクト計	33	43,228	1	1,000	1	2,485	2	4,485	0	0	0	0
農業技術協力概計	57	84,817	7	11,674	7	14,740	9	18,784	9	18,361	7	13,640

心窓対策事業年度別実績

(円)

プロジェクト名	54年度まで		55年度		56年度		57年度		58年度		59年度	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. インドネシア疫源開発	2	5,000	1, 井戸及び地下水 1, 検査	4,500	1, 用水路改善	2,486	0	0	0	0	0	0
2. インドネシアボゴール農科大学農産加工	1	2,000	0	0	1, プラント増設	1,318	0	0	1, プラント改善	1,889	0	0
3. インドネシア家庭衛生	1	1,300	0	0	0	0	0	0	1, 汚劣, 汚濁 1, プラント	1,736	0	0
4. インドネシア動物疫原品検定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. タイ家庭衛生	3	6,480	4, 家庭衛生 4, 家庭衛生	8,074	1, 糞便処理施設	763	4, 家庭衛生 2, 家庭衛生	3,671	0	0	0	0
6. タイカセサート大学(研究)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. タイカセサート大学(普及・機械)	0	0	0	0	0	0	0	0	1, 実験室改善	2,300	0	0
8. メキシコ家庭衛生センター	0	0	0	0	0	0	1, 雨水施設	2,315	0	0	0	0
9. パラグアイ家庭衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	1, 汚糞採取所	2,277	1, 給水施設	2,592
10. ザンビアザンベシア大学獣医学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施中プロジェクト計	7	14,780	5	12,574	3	4,575	5	5,986	4	9,212	1	2,582
完了プロジェクト計	11	9,424	3	2,914	2	4,661	1	2,434	1	2,362	0	0
畜産開発観測計	18	24,214	8	15,488	5	9,236	6	8,420	5	10,574	1	2,592

心窓対策事業年度別実績

(円)

プロジェクト名	54年度まで		55年度		56年度		57年度		58年度		59年度	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. インドネシア南スマトラ森林造成	0	0	4, 伐採, 植林 4, 植林, 植林	9,085	2, 森林整備 2, 森林整備	4,451	0	0	1, 雨水路改善	2,200	1, 森林整備	1,939
2. フィリピンバンダバガン森林開発	6	12,010	3, 道路補修 3, 道路補修	6,091	1, 林道復旧	1,960	3, 井戸, 用水路 3, 敷設, 植林	5,188	1, 林道復旧	2,831	1, 森林整備	2,383
3. タイ造林研究訓練	0	0	0	0	0	0	3, 森林整備 3, 森林整備	7,057	1, 森林復旧	2,481	0	0
4. タイ木材生産技術訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. プラジルサンパウロ森林研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. パラグアイ森林開発	1	2,000	0	0	0	0	0	0	1, 森林復旧	2,045	0	0
7. ブルネイ森林研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. インドネシア熱帯森林研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 中国黒龍江省木材総合利用研究所	7	14,010	7	15,176	3	6,414	6	12,245	4	9,537	0	0
実施中プロジェクト計	0	0	0	0	1	1,840	0	0	0	0	0	0
完了プロジェクト計	7	14,010	7	15,176	4	8,254	6	12,245	4	9,537	3	6,622
林業開発観測計	7	14,010	7	15,176	4	8,254	6	12,245	4	9,537	3	6,622

昭和59年度事業年度別実績

(昭和59年度時点)

プロジェクト名	54年度まで		55年度		56年度		57年度		58年度		59年度	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. インドネシア技術研修	0	0	0	0	1,668	1,668	0	0	1,500	1,500	2,828	2,828
2. タイ沿岸研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. チリ水産研修	0	0	1	1,900	1	885	0	0	0	0	1	2,177
4. チリ沿岸漁業訓練普及	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. フィジー水産研修	0	0	0	0	0	0	0	0	2,440	2,440	0	0
6. アルゼンチン国立漁業学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. マレーシア農科大学海洋水産学部拡充	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施中プロジェクト計	0	0	1	1,900	3	4,210	1	1,668	2	3,840	0	0
完了プロジェクト計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産技術協力盛計	0	0	1	1,900	3	4,210	1	1,668	2	3,840	3	6,006

昭和59年度事業年度別実績

(昭和59年度時点)

区名	分	54年度まで		55年度		56年度		57年度		58年度		59年度	
		件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
農林技術協力課	実施中	24	36,588	6	10,574	6	12,245	7	14,288	8	16,381	7	13,640
	完了	30	48,228	1	1,000	1	2,495	2	4,495	0	0	0	0
	計	57	84,816	7	11,574	7	14,740	9	18,784	8	16,381	7	13,640
畜産開発課	実施中	7	14,780	5	12,574	3	4,575	5	5,986	4	9,212	1	2,592
	完了	11	9,424	3	2,814	2	4,661	1	2,494	1	2,362	0	0
	計	18	24,204	8	15,388	5	9,236	6	8,480	5	10,574	1	2,592
林業開発課	実施中	7	14,010	7	15,176	3	6,414	8	12,245	4	9,537	3	6,822
	完了	0	0	0	0	1	1,840	0	0	0	0	0	0
	計	7	14,010	7	15,176	4	8,254	8	12,245	4	9,537	3	6,822
水産技術協力室	実施中	0	0	1	1,900	3	4,210	1	1,668	2	3,840	3	6,006
	完了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	1	1,900	3	4,210	1	1,668	2	3,840	3	6,006
農林技術協力合計	実施中	38	85,088	19	40,334	15	27,444	19	34,186	18	40,970	14	28,860
	完了	44	57,652	4	3,814	4	9,896	3	6,919	1	2,362	0	0
	計	82	142,740	23	44,148	19	37,340	22	41,105	19	43,332	14	28,860

同志社大学農業研究費支出内訳表 (49~54年度)

(昭和59年度時点)

プロジェクト名	49年度まで		50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		合計	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. ヒルマ中央農業開発訓練センター	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
2. インドネシア農業研究	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	1.	1,860	2.	2,500	3.	4,360
3. インドネシア農業中堅技術者養成	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
4. インドネシア農業開発リモートセンシング	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
5. インドネシア作物保護	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
6. インドネシアかんがい排水センター	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
7. 韓国農業政策研究	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
8. マレーシア水管理訓練	0.	0	0.	0	0.	0	0.	4,000	0.	0	0.	0	0.	4,000
9. ネパールジャナカプナル農業開発	2.	2,438	2.	3,266	1.	1,900	0.	0	3.	3,550	2.	3,120	10.	14,284
10. フィリピンボホール農業開発	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
11. タイかんがい農業開発	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	1.	2,300	1.	2,300
12. タイ国立理学研究所	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
13. タイ東北タイ農業開発研究	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
14. エジプト稲作機械化	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
15. タンザニアキリマンジャロ農業開発	0.	0	1.	1,950	2.	2,040	0.	0	0.	0	0.	0	3.	3,990
16. ブラジル農業研究	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
17. ブラジルベイス農業開発	0.	0	0.	0	4.	4,045	1.	1,500	1.	2,110	0.	0	6.	7,655
18. ホンジュラス農業開発研修センター	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
19. パラグアイ農業開発	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
20. パンダラデシユ農業大学院大学	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
21. インドネシア食糧作物開発センター	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
22. タイ農協振興	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
23. タイかんがい技術センター	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
24. フィジー稲作研修	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
実施中プロジェクト計	2	2,438	3	5,216	7	7,985	2	5,500	5	7,500	5	7,920	24	36,588
完了プロジェクト計	7	8,417	8	5,175	7	11,836	2	3,650	5	8,680	4	8,470	33	48,226
農業技術協力課計	9	10,855	11	10,391	14	13,821	4	9,150	10	17,210	9	17,390	57	84,817

応急対策基礎築年別別年度別

(昭和59年度時点)

プロジェクト名	49年度まで		50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		合計	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. インドネシア森林開発	0	0	0	0	1	2,500	0	0	1	2,400	0	0	2	5,000
2. インドネシアボゴール農科大学農産加工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. インドネシア家畜衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. インドネシア動物医薬品検定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. タイ家畜衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,350	2	5,150	3	6,480
6. タイカセサート大学(研究)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. タイカセサート大学(普及・奨励)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. メキシコ家畜衛生センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. パラグアイ家畜衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. ザンビアザンビア大学獣医学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施中プロジェクト計	0	0	0	0	1	2,500	3	4,550	3	7,500	7	14,780	7	14,780
完了プロジェクト計	2	1,253	4	1,939	1	1,870	1	2,120	1	2,200	1	2,200	11	8,424
研究開発費計	2	1,253	4	1,939	1	4,270	4	6,810	4	8,700	4	24,214	18	24,214

応急対策基礎築年別別年度別

(昭和59年度時点)

プロジェクト名	49年度まで		50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		合計	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. インドネシア南スマトラ森林道徳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. フィリピンパンタバンガン林業開発	0	0	0	0	1	1,580	3	6,330	2	4,100	6	12,010	6	12,010
3. タイ森林研究訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. タイ木材生産技術訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. ブラジルサンパウロ林業研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. パラグアイ林業開発	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,000	1	2,000	1	2,000
7. ブルネイ林業研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. インドネシア熱帯雨林研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 中国雲南省木材総合利用研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施中プロジェクト計	0	0	0	0	1	1,580	3	6,330	3	6,100	7	14,010	7	14,010
完了プロジェクト計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業開発費計	0	0	0	0	1	1,580	3	6,330	3	6,100	7	14,010	7	14,010

応急対策事業年度別実績

(昭和59年度時点)

プロジェクト名	49年度まで		50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		合計	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
1. インドネシア技術援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. タイ経済援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. チリ水産援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. チリ沿岸漁業訓練費及	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. フィジー水産援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. アルゼンチン国立漁業学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. マレーシア農科大学海洋水産学部長実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施中プロジェクト計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
完了プロジェクト計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業技術協力室計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

応急対策事業年度別実績

(昭和59年度時点)

区名	49年度まで		50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		合計	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
農業技術協力課	2	2,438	3	5,216	7	7,985	2	7,985	5	7,550	5	7,920	24	36,389
	7	8,417	8	5,175	7	11,836	2	11,836	5	9,680	4	9,470	33	49,228
	9	10,855	11	10,391	14	19,821	4	19,821	10	17,210	9	17,380	57	84,817
畜産開発課	0	0	0	0	0	0	1	2,600	3	4,690	3	7,500	7	14,790
	2	1,253	4	1,809	1	272	2	1,670	1	2,120	1	2,200	11	9,424
	2	1,253	4	1,809	1	272	3	4,270	4	6,810	4	9,700	18	24,214
林業開発課	0	0	0	0	0	0	1	1,580	3	6,330	3	6,100	7	14,010
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	1	1,580	3	6,330	3	6,100	7	14,010
水産業技術協力室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林業協力合計	2	2,438	3	5,216	7	7,985	4	7,985	11	18,550	11	21,520	36	65,389
	9	9,670	12	7,084	8	12,108	4	5,320	8	11,900	5	11,670	44	57,652
	11	12,108	15	12,300	15	20,093	8	15,000	17	30,350	16	33,190	82	123,041

附-7 農林水産業協力プロジェクト調整員アンケート 60.1.28

本アンケートは昭和59年度農林水産業協力プロジェクト技術者連絡会議（調整員会議、バンコックで開催）の議題討議用資料として整理しますので、昭和60年2月20日までに本部農業開発協力部農業技術協力課（会議開催幹事課）に必着するようご回答をお願いします。

国際協力事業団農林水産計画調査部

農業開発協力部

林業水産開発協力部

昭和60年 2 月 日記入

コード	内 容
A-1	国 名：
A-2	プロジェクト名：
A-3	協力期間：
A-4	リーダー氏名、任期等： (~) 国内所屬先 () 専門分野 ()
A-5	調整員氏名、任期等： (~) 国内所屬先 () 専門分野 ()
A-6	総裁委嘱事項：
A-7	現地業務費管理者委嘱の有無： 有・無 無い場合委嘱された者 ()

B <調整員の役割・業務について>

昭和60年度より改正される技術協力専門家派遣契約書によれば、調整員は「専門家団の長を補佐し年次計画をとりまとめる等プロジェクトの円滑な推進に必要な措置をとるものとする」と規定されている。

また一方、調整員はJICA事務所のプロジェクトサイト所員とみられることも

ある。この点に関連して次のことにお答え下さい。

B-1 調整員はR/Dでは(英文)と称され、各関係者から期待されている役割・業務は次のとおりと思つている。

リーダーから……()

専門家から………()

JICA事務所から…()

在外公館から……()

本部から………()

相手国政府実施機関から()

自分の認識………(現状)

(理想)

B-2 (1) 派遣前に国際協力総合研修所が実施する「プロジェクトリーダー・調整員コース」を受講しましたか。 はい ・ いいえ

(2) 「はい」の場合

① この研修コースを受講したことによつて、赴任後の業務遂行上どのように役立ちましたか。具体的に記述して下さい。

② 同コースの内容、カリキュラム、期間等について改善すべき、あるいは今後期待すべき点があれば記して下さい。

(3) 「いいえ」の場合

- ① 派遣担当課から調整員の役割、業務等について適切なオリエンテーションやブリーフィングを受けましたか。 はい ・ いいえ
- ② 調整員の適性を高めるために、派遣前にどのような内容の研修あるいはオリエンテーションやブリーフィングを必要とするとお考えですか。

- (4) あなたは赴任前に派遣前集合研修を受講しましたか。 はい ・ いいえ
「いいえ」の場合その理由

- B-3 (1) 毎年リーダー会議前に提出する年次報告書について調整員はどのような役割分担を果していますか。具体的に記述して下さい。

- (2) この年次報告と連携してたとえばAnnual Reportとして相手国側と共同作業をして作成していますか。 はい ・ いいえ

- (3) Joint Committee(実態アンケート別紙-1)でAnnual Report等、年次報告書がどのように取り扱われていますか。

(4) Joint Committeeが開催される場合、調整員はどのような役割を果たしていますか。

B-4 調整員も一専門家です。あなたは、カウンターパート等にどのような技術移転活動をしていますか。具体的に記述して下さい。

B-5 リーダー、専門家、調整員の業務分担はどのような形（文書等）で規定され、現地関係者に理解されていますか。

（合意の形式： _____）

とくに、リーダーとの業務分担で問題となっている事項があればあげて下さい。

（ _____）

プロジェクトチーム内の定期的会合（技術面・事務連絡面共）におけるリーダーと調整員の役割分担

会 合 名	頻 度	リ ー ダ ー の 役 割	調 整 員 の 役 割

B-6 あなたの調整員としての主要業務を業務量順に5つあげて下さい。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

兼務の調整員の場合、専門家としての業務と調整員としての業務の比率(時間)は
いかがですか。

(専門家業務 % 調整員業務 %)

B-7 調整員としての経験から、調整員として望ましい適性を列挙して下さい。

B-8 調整員の業務において直面した困難なケースを2、3挙げて下さい。その場合、
どのように対処しましたか。

B-9 調整員の業務環境

プロジェクトオフィス： 専用にある・ない オフィスアワー (~)

ある場合 建物構造 () 造り () 階建、総床面積 (m²) -A

専門家数(人)、カウンターパート数(人)、その他(人) -B

1人当り床面積 (A÷B約 m²)

ない場合 その実情 ()

部屋： 個室・大部屋 リーダーとの位置関係 (同室・別室)

電話： 調整員の机上に 有 ・ 無

外部へ通話可能となる所要時間(平均 分)

カウンターパート： 調整員に対し専従に いる ・ いない

いる場合 カウンターパートの職階、人数、専門分野

()

秘書等事務補助員： いる ・ いない

いる場合 身分、員数、主要業務、人件費予算源等

いない場合、どのように対処していますか。

C <管理事務・情報・連絡について>

C-1 主要な事務ファイル・台帳

分 類	ファイル・台帳名	作成・管理者	備 考
業 務 報 告 等			
印 刷 物 等			
機 材			
ローカルコスト負担			
専門家にかかること			
そ の 他			

C-2 貴プロジェクトで改善・開発した管理事務の方法（様式等）があればあげて下さい。

C-3 調整員が日常参考にしている主な業務資料をリストアップして下さい。

C-4 貴プロジェクトにかかる各種要請の経路と調整員の役割を示して下さい。

事 項	任国側関係機関(窓口)と主な経路・問題点	調整員の役割	備考(海外事務所リーダー等の役割)
<p>(1) 専門家派遣</p> <p>① 要請 (A1)</p> <p>② B1受理および アグレマン</p> <p>③ 赴任直後の手続</p> <p>④ 任期(ビザ) 延長等</p> <p>(2) 機材供与</p> <p>① 要請 (A4)</p> <p>② 引き取り (通関搬送等) 空路 海送</p> <p>③ 現地調達</p> <p>④ 携行機材</p> <p>(3) 研修員受入</p> <p>① 要請 (A2-3)</p> <p>② 受入れ通知</p> <p>③ 送り出し、 ブリーフィング</p> <p>④ 帰国後</p> <p>(4) その他</p>			

D <プロジェクト施設・圃場の運営管理について>

プロジェクト基盤整備事業等で造成整備する各種ファーム、造植林地、苗畑、養魚池等で生産される農林水産物は無視できないものがあり、その投入生産にかかる経営管理は必ずしも公開されていないのが実情である。これら生産物の市場販売による収入は当該国の法律によつて国庫収入として扱われ、必ずしもプロジェクトに還元されない問題がある。しかも、最近は各国とも財政難等を背景にローカルコストの不足はプロジェクトの浮沈をも支配しかねない状況にある。とくにわが国の無償供与（無償資金協力）によつて造成整備供与された建物・施設・機器にあつてはその規模も大きいだけに負担も大きい。ローカルコストのプロジェクトによる捻出が再考される時期にある。

この点に関連してつぎの質問にお答え下さい。

なお、質問の一部はリーダー会議用質問票と重複しますが、相互に留意しつつ記述して下さい。

D-1 プロジェクト専用の施設、圃場、造植林地、養魚池等について概略別紙-2のとおりにまとめて下さい。

D-2 貴プロジェクトでは上記施設等の運営管理にかかる経理（予算決算等）が公開されていますか。

されている→どのように（ ）

されていない → なぜ（ ）

D-3 生産販売による収益等の運用益はどうされていますか。該当する番号に○印をし、記入して下さい。

(1) 国の法律により国庫納入→相当額はプロジェクトに交付 される・されない

(2) プロジェクトで運用できる。この場合

どのような方法で収益がありますか。（ ）

どのように運用されていますか。（ ）

(3) その他の方法（ ）

D-4 貴プロジェクトにおいてローカルコスト捻出の方法として他にどのようなことが考えられますか。

（ ）

附-8 プロジェクト事務管理記録簿(案)

プロジェクト事務管理記録簿(案)

協力期間	年	月	日	～	年	月	日
------	---	---	---	---	---	---	---

国名

プロジェクト名

国際協力事業団

目 次

1. 人事記録 (I) 長期専門家
2. 人事記録 (II) 短期専門家
3. 人事記録 (III) 調査団員
4. 人事記録 (IV) Counterparts

1. 人事記録(I)

長期専門家

担 当 分 野	(ふりがな) 氏 名	派 遣 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日	派 遣 番 号 旅 券 番 号 ・ 発 行 年 月 日

--	--	--	--

送 金 先 銀 行 銀行名・支店名・番号	所 属 先 名	緊 急 連 絡 先	随 伴 家 族 名 (統 柄)

--	--	--	--

2. 人事記録(II)

短期専門家

担 当 分 野	(ふりがな) 氏 名	派 遣 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日	所 属 先 名	備 考

--	--	--	--	--

3. 人事記録(III)

調査団員

調査団名	担当分野	氏名	派遣期間 年 月 日 ~ 年 月 日	所属先名	備考

4. 人事記録(IV)

Counterparts

field	name	Japanese expert	date assigned (date left project)	fellowship

1. JICA ローカル・コスト負担額総括表 (I)

年 度	予 算 科 目	金 額		摘 要	備 考
		日 本 円	現 地 通 貨		

注 (1) 繰越予算については、備考に明記。
 (2) 現地業務費供与機材等は、年度末に当該年度合計額を記入。

2. 供与機材記録 (I)

本部調達

年 度 (1)	主要機材名 (仕向地)	プロジェクト到着日	本 体 価 格	諸 掛 (2)	合 計 額	累 計 (3)

注 (1) JICAの予算年度。
 (2) Shipping charge, freight, insurance feeの合計。
 (3) 合計額の累計。年度奇累計も整理。

3. 供与機材記録 (II)

現地調達

年 度	主要機材名 (仕向先)	現 地 金 額	現地金額累計	日 本 円 金 額	日本円累計	備 考

4. 携行機材記録

年 度 (1)	主要機材名(仕向地)	プロジェクト到着日	本体価格	諸 掛 (2)	合 計 額	累 計 (3)

注 (1) JICAの予算年度。

(2) Shipping charge, freight, insurance feeの合計。

(3) 合計額の累計。年度毎累計も整理。

1. 供与機材管理記録 (I)

2. " (II)

1. 供与機材管理記録(I)

車輛類

供与年度	型 式	ナ ン バ ー 保 管 場 所	年 毎 km				
			年	年	年	年	年

2. 供与機材管理記録(II)

車輛以外の機材

保管場所

昭和 年 3 月 3 1 日現在

供与年度	機材名(規格・能力)	供与数 処分数	現有数	利用状況	管理状況	処 分 理 由 等

1. 総括表
2. 供与機材記録 (I)
3. 供与機材記録 (II)
4. 携行機材記録

記載事項

1. 本表は、毎年更新現在で作成するものとする。
2. 対象機材（含携行機材）は、消耗品を除き、1品又は一式の単価が50万円以上のものとする。但し、動力付農機（トラクター、コンバイン、田植機等）及び土木建設機械（ブルドーザー、ショベルドーザー等）はすべて対象とする。
なお、一般無償援助により供与された機材についても別案に区分して記載する。
3. 利用状況は、年間平均の使用時間、走行距離、使用回数等のいずれかを記載する。数値表示が困難な場合は次の区分による記号表示とする。
A：頻繁に使用（日常的に使用）
B：よく使用（週に1～3回）
C：時々使用（月に1～3回）
D：特定の時期に集中的に使用
E：現在のところあまり使用されない。（年に3～11回）
F：現在のところほとんど使用されていない。（年に1～2回程度）
G：この1年間全く使用されていない。
H：特別の理由により使用されていない。（理由は区分理由等の欄に記載）
4. 管理状況は、次の区分により記号で表示する。
A：点検整備が十分行われ、常に使用可能な良好の状態に保たれている場合
B：使用に当たって特段の問題はなく、管理が概ね良好な場合
C：整備を行えば使用可能な状態に置かれている場合
D：使用に耐えない状態で放置されている場合
5. 処分理由等は、当該年度内に処分したものである場合にその理由を記載する。なお、処分とは、相手国との合意の上で相
当の理由により廃棄処分した場合をいう。この外特記事項があれば記載する。

1. 報告書出版物記録

日	付	書	名	言	語	著	書	写	送	先

2. 文書記録 (I)

和文発信簿

日	付	番	号	文	書	内	容	送	付	先	写	送	付	先

3. 文書記録 (II)

英文発信簿 file of letters

date	ref. no.	subject	sends to	copy to sent to

4. ファイル記録(Ⅲ)

ファイル名

発信簿Ⅰ(和文)

発信簿Ⅱ(英文)

受信簿Ⅰ(和文)

受信簿Ⅱ(英文)

現地業務費関係

供与機材要請

供与機材B/L書類

現地調達関係

会議録

JICA

